

史跡高取城跡保存活用計画

令和3年3月

奈良県

例 言

1. 本書は、奈良県高市郡高取町大字高取・上子島に所在する史跡高取城跡の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、令和元年度（2019）に事前準備に着手し、令和2年度（2020）におこなった。
3. 計画策定は文化庁の指導のもと、国庫補助事業（令和2年度）として実施した。
4. 本書の執筆と編集は奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課がおこなった。また、株式会社アコードの支援を受けた。
5. 本書に掲載した写真のうち、第6図を調査担当者である河上邦彦氏より、第11・13・14図の一部を高取町よりそれぞれご提供いただいた。記して感謝申し上げる。

目 次

第1章 計画策定の目的・沿革	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の対象範囲とその方針	2
4. 委員会の設置・経緯	2
5. 他の計画との関係	4
6. 計画の実施	5
第2章 史跡の概要	6
1. 指定に至る経緯	6
2. 指定の状況	6
3. 史跡を取り巻く環境	11
4. 高取城の概要	15
5. 高取城に関する調査	17
6. 発掘調査の成果	17
第3章 史跡高取城跡の諸要素	24
1. 本質的価値の明示	24
2. 史跡の本質的価値を構成する諸要素	25
3. その他の諸要素	31
第4章 史跡の現状と課題	34
1. 史跡の保存・管理に関わる現状と課題	34
2. 史跡の活用に関する現状と課題	39
3. 史跡の整備に関する現状と課題	41
4. 運営・体制に関する現状と課題	41
第5章 目標・基本方針	54
1. 保存活用の目標	54
2. 基本方針	54
第6章 保存・管理	56
1. 保存・管理の方向性	56
2. 計画対象範囲の地区区分と保存・管理の方法	56
3. 現状変更等の取扱い	59
4. 指定地の公有化の考え方	62
5. 史跡追加指定の考え方	62
第7章 活用	63
1. 活用の方向性	63

2. 活用の方法	63
第8章 整備	65
1. 整備の方向性	65
2. 整備の方法	65
第9章 運営・体制の整備	67
1. 運営・体制整備の方向性	67
2. 運営・体制整備の方法	67
第10章 計画の策定と実施	69
第11章 経過観察	70
1. 経過観察の方向性	70
2. 経過観察の方法	70
参考資料	72
文化財保護法（抜粋）	72
文化財保護法施行令（抜粋）	73

第1章 計画策定の目的・沿革

1. 計画策定の沿革

高取城跡は、標高 583.6 m の高取山の山頂に本丸をおく山城で、14 世紀中頃に越智邦澄が築城したのに始まると伝えられる。その後、安土桃山時代に豊臣秀長の配下であった本多氏によって近世城郭として整えられたとされる。江戸時代には譜代大名である植村氏の居城となり、明治時代へと至った。山頂部に位置することが幸いして廃城後も開発が及ぶことなく、城郭の遺構は良好に保存された。

昭和 28 年（1953）3 月 31 日には城跡の主要部分が国の史跡に指定され、同年 8 月 28 日には奈良県が史跡の管理団体に指定された。史跡指定範囲の面積は、95,308.21 m² である。現在でも、本丸・二の丸・三の丸をはじめ吉野口郭・壺坂口郭などにおいて石垣が良好に遺存し、井戸や類例の乏しい水堀の遺構も残されているほか、大手道に相当する城下町から別所郭へ至る登城路もよく保存されており、近世山城の遺構として貴重な事例となっている。ただし、境界明示や実測などはおこなわれておらず、城郭遺構の一部は指定範囲外となっている。

高取町は平成 13 年（2001）に『史跡高取城跡及び周辺地域整備基本構想』を策定し、平成 16 年（2004）3 月には『国史跡高取城跡基礎調査報告書』をまとめている。町はこれらに基づき、平成 18 年（2006）3 月に本計画の前身となる『史跡高取城跡保存管理計画』を文化庁の国庫補助事業として策定した。同計画では、高取城の概要と、保存管理計画としてその基本方針、地区区分、地区別保存管理計画、保存管理基準、整備活用計画として整備活用の基本方針、整備計画、地区別整備計画、利用活用計画、事業計画、運営及び体制の整備がまとめられている。

高取町による『保存管理計画』策定から 10 年以上が経過し、高取城を取り巻く環境も大きく変化した。近年の城ブームのなか、平成 30 年（2018）6 月に放送された NHK のテレビ番組「あなたも絶対行きたくなる！日本「最強の城」スペシャル」では、高取城跡が「トレッキング好きがオススメする“天下の絶景！トレッキングに最高の城”」としてとりあげられた。同番組中で「日本最強の城」に選ばれたこともあって高取城は知名度を得るようになり、多くの人々が現地を訪れるようになった。一方で、廃城後の時間が経過するにつれて石垣をはじめとする遺構の劣化が進み、さらに台風や豪雨などの自然災害にも見舞われ、城内の各所で立ち入りに危険を伴う箇所が認められるようになっている。こうした状況を踏まえ、史跡の適切な保存を図りながら環境を整備して活用を促進するため、管理団体である奈良県が事業主体となり、令和元年度（2019）から令和 2 年度（2020）にかけて保存活用計画の策定を行った。

2. 計画の目的

高取城においては現在、石垣の一部が崩壊し、樹木が無秩序に繁茂するなど、その保存対策は急務である。また、史跡指定地外にも高取城に関連する遺構が存在することは確実であり、その保護が十分に図られているとは言い難い。さらに、現地への立ち入りが自由である反面、遺構が劣化していることに起因して来訪者の安全確保が懸念されるなど、考慮すべき課題は多い。21 世紀を迎えた今日、史跡高取城跡を地域の共有財産として守り、後世へと伝えていくとともに、地域の歴史を学び、人々がふれあうことができる学習と憩いの場として、さらには奈良県を代表する文化的観光資源として整

備し、活用を図っていかねばならない。

本計画の策定にあたっては、高取町による保存管理計画を基礎に保存活用計画として改訂し、今日的な課題に対応することとする。高取城跡を適切に保存して次世代へと確実に伝達していくため、高取城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存、管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定める。また、管理団体である奈良県、地元自治体である高取町、城郭枢要部の土地所有者である林野庁などが連携して活用、整備を進めるべく、その方向性について定める。

3. 計画の対象範囲とその方針

本計画においては、原則として史跡指定地を主な計画対象範囲とする。ただし、第4章で詳述するように、指定範囲は必ずしも明確ではないため、本計画において示す計画対象範囲や地区区分は、一定の留保のもとに設定することになる。

そうした前提のもと、史跡指定地を直接的計画範囲ととらえ、自然環境との調和を図りながら、遺構の修復、保存と活用整備を行っていく。史跡指定地を外れた曲輪群については、直接的計画範囲を支える地区として適当な環境を保全する範囲という意味で、間接的計画範囲と考える。両者を合わせ、高取山山頂を中心とした尾根沿いに築かれた高取城の縄張りを計画の対象範囲とする。

なお、将来的には山城部分と密接に関連する山麓の武家屋敷が所在する地区（下屋敷を中心とする二次的な郭内）及び、城下町を含める広域を対象にして事業を展開していく必要がある。

4. 委員会の設置・経緯

保存活用計画の策定にあたり、有識者で構成される「高取城跡保存整備検討委員会」を設置した。奈良県文化財保存課を中心として、文化資源活用課、公園緑地課の3課が事務局を構成する。また、文化庁の指導を受け、林野庁近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所、高取町まちづくり課・教育委員会にも関係機関としてオブザーバー参加を求めている。

（1）委員会の構成

高取城跡保存整備検討委員会 委員

足立久美子	（文化財活用）	文化事業団体 文化のみち代表
井原 縁	（造園学）	奈良県立大学地域創造学部 教授
植村家忠	（高取町）	高取町長（～令和2年10月）
西藤清秀	（考古学）	奈良県立橿原考古学研究所 技術アドバイザー（委員長）
千田嘉博	（城郭考古学）	奈良大学文学部文化財学科 教授（副委員長）
中川裕介	（高取町）	高取町長（令和2年12月～）

オブザーバー

文化庁文化財第二課史跡部門

山下信一郎 主任文化財調査官

林野庁近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所

坪木直文 所長（令和元年度）

中村彰男 所長（令和2年度）

今井道宏 調整官
池田則男 総括事務管理官（令和元年度）
三上英範 主任事務管理官（令和元年度）
大石政弘 森林技術指導官（令和2年度）
徳田 隆 総括事務管理官（令和2年度）

高取町

我妻 孝 総括参事（令和元年度）
武平年史 総括参事（令和2年度）
吉田宗義 まちづくり課 課長
木場幸弘 教育委員会 次長補佐

事務局

奈良県地域振興部（令和元年度）／文化・教育・くらし創造部（令和2年度）

建石 徹 部次長
名草康之 文化財保存課 課長（令和元年度）
石原昌伸 文化財保存課 課長（令和2年度）
酒元健司 文化資源活用課 課長
坂 靖 文化財保存課 主幹（令和元年度）
光石鳴巳 文化財保存課 課長補佐（令和2年度）

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局（令和元年度）／地域デザイン推進局（令和2年度）

市川浩文 公園緑地課 課長

（2）議論の経過

委員会の開催

令和2年	2月28日	第1回委員会
		・史跡の現状について
		・保存活用計画策定の契機について
		・委員会での議論の方向性について
	10月6日	第2回委員会
		・史跡指定範囲と風景林の関係について
		・ボランティア団体等の活動について
		・史跡内の工作物の現状と課題
		・保存活用計画（案）の検討（主に第4・6・7・8章）
	12月16日	第3回委員会
		・史跡指定範囲の検討について
		・保存活用計画（案）の検討（第1～10章）
令和3年	2月15日	第4回委員会
		・保存活用計画（案）の検討（第1～11章）

事務局と関係機関の協議など

令和元年 12月17日 林野庁奈良森林管理事務所と協議、意見交換
令和2年 6月9日 高取町の関係課と協議、意見交換

6月22日	文化庁整備部門と協議、助言を受ける
6月30日	文化庁史跡部門と協議、助言を受ける
7月9日	高取町の関係課と協議、意見交換
8月24日	林野庁奈良森林管理事務所と協議、意見交換
11月16日	文化庁史跡部門と協議、助言を受ける

5. 他の計画との関係

(1) 奈良県文化財保存大綱（策定中）

奈良県における文化財の保存・活用に関する方針を定める。史跡等については、重要なものの指定を進め、積極的な保護を図ることとしている。保存活用計画の策定は史跡等の実態を把握した上で保存・管理の方策を示すこととなり、保存・活用を円滑に進める上で有益だとする。本計画はこうした方針に則って策定するものである。

(2) 高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）

高取町が平成27年度に策定した総合戦略の改訂版で、令和2年10月に策定された。「まちの将来像」、「基本目標」を実現するための新たな指標や具体的な施策を示し、町民と行政の協働により、持続可能な町を目指すための戦略である。既存地域資源の保全と魅力向上のために、土佐街道周辺の町並みや高取城跡周辺のまちづくり、新たに開設する交流拠点施設の活用を積極的に進めることがうたわれている。

(3) 高取町都市計画マスタープラン

令和2年3月に策定され、高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の下位に位置づけられる計画である。高取城跡は壺阪寺や土佐街道沿いの観光案内所「夢創館」などとともに観光の中心的役割を担う観光拠点として位置づけられ、さらに多くの来訪者の交流など、新たなにぎわいの創出に努めるとされる。土佐街道周辺及び高取城跡周辺地区の歴史環境の保全、高取城に関連したイベントを開催して高取城跡の利用向上を図るといった目標が掲げられている。

(4) 土佐街道周辺及び高取城跡周辺地区まちづくり基本計画

令和元年6月策定。高取町と奈良県が締結した包括的な連携と協力に基づき、「日本有数の山城とその麓に築かれた城下町を一体的に体感できるまちづくり」をコンセプトに、その実現に向けての事業について体系的に整理したもの。土佐街道との一体性に配慮した高取城跡の保存・整備と活用がうたわれている。「高取城跡 まちのシンボルとして高取城跡の保存と活用」においては、次のような事業展開が想定されている。ハード整備においては、高取町が高取城跡周辺のトイレの整備と案内サイン設置を、国（林野庁）が高取城跡周辺登城道の整備を、奈良県が高取城跡登城道・石垣・解説板の復旧整備を担う。ソフト整備においては、高取町が観光交流人口増加のためのイベント開催を、奈良県は高取城跡保存活用計画・整備基本計画の策定に向けた検討を進めるとされている。

6. 計画の実施

本計画の実施期間は、計画の認定日から令和12年度（2030）末までの10年間とする（第10章）。

第2章 史跡の概要

1. 指定に至る経緯

高取城は明治維新により廃城となり、明治6年（1873）に県令137号により入札、売却が通達された。しかし、実際に建物が移築または取り壊されるまでは、かなりの期間を要したようである。行政側の公文書で確認はできていないが、薄木家文書（奈良県立図書情報館蔵）によると、明治25年（1892）末までに建物の取り壊しが終了したらしい。黒門は明治20年に落札されている（高取町史）。

明治20年頃には橿原宮址保存の動きとともに、旧高取藩関係者による高取城の顕彰も一部で動きがあったが、実現はしなかったようである。当時、奈良県は堺県統合（明治9年）を経て大阪府（明治14年）に編入されていた時期で、高取城顕彰の動きも奈良県再設置（明治20年）を求める動きと無関係ではなかったと思われる。

大正4年（1915）には、高市郡役所により、高取城本丸に「高取城址」の石碑が建てられ、「高市郡志料」が編纂され、高取城についての記述がなされた。その後、目立った動きはなかったようであり、また高い山中に城があったため開発も及ばなかったことから、遺構が良好に残存した。こうしたことから、戦後の昭和28年に国の史跡に指定された。

2. 指定の状況

（1）指定告示

文化財保護委員会告示第78号

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和29年法律第131号）による改正前の文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、昭和28年3月31日付をもって、次のとおり指定した。

昭和32年11月22日 文化財保護委員会委員長 河井彌八

種別 史跡

名称 高取城跡

所在地		地域
奈良県高市郡高取町		
大字高取	字二ノ門内	1番、2番、3番、4番
同	字木田屋敷	5番・7番・8番、6番、9番
同	字前部畑	10番、11番
同	字庵池ノ上	12番13番、14番ノ1、14番ノ2、15番、16番、17番、18番
同	字三門ノ上	19番、20番
同	字国見	21番、22番、23番、24番、44番、45番ノ1、45番ノ2、45番ノ3、46番、47番、48番、49番ノ1、49番ノ2、50番
同	字藪ノ間	25番、26番、27番
同	字矢場下	28番、32番、33番ノ1・33番ノ2
同	字垣下	29番、30番、31番
同	字五大夫	34番
同	字宮下	35番、37番、38番
同	字松ノ門下	36番

同	字禿山	39 番、40 番、41 番、42 番、43 番
同	字新右衛門	51 番、52 番、53 番、54 番
同	字檜下	55 番、56 番、57 番、416 番
同	字高取	58 番、59 番、60 番、61 番、62 番、63 番、85 番
同	字吉川屋敷	64 番・66 番・67 番・68 番、65 番、69 番
同	字壺坂口ノ外	70 番、71 番、72 番、80 番、81 番、82 番、83 番
同	字壺坂口ノ上	73・75 番
同	字壺坂口	74 番・76 番、77・78 番、79 番
同	字竹櫓前	86 番
同	字竹櫓下	87 番
同	字喰違	88 番
同	字大井戸ノ上	89 番ノ 1、89 番ノ 2、90 番、91 番ノ 1、91 番ノ 2、92 番、93 番、95 番、96 番、148 番ノ 1・48 番ノ 2
同	字新右衛門道ノ上	94 番ノ 1、94 番ノ 2
同	字吉野口ノ上	97 番、98 番、99 番、100 番、102 番、103 番、104 番・105 番・107 番合併、106 番、108 番、109 番、110 番
同	字吉野口ノ下	101 番、113 番
同	字吉野口	111 番、112 番、114 番、115 番、116 番
同	字吉野口ノ外	117 番、118 番ノ 1、118 番ノ 2、119 番
同	字赤土	120 番、121 番、122 番
同	字ヤグラ下	136 番、156 番
大字上子島	字二ノ門外	457 番ノ 1
同	字岡口外	304 番ノ 3
同	字岡口	303 番ノ 1、303 番ノ 2、305 番ノ 1、305 番ノ 2
		右地域内に介在する道路敷および高取町道上土佐、高取線の内大字上子島字横垣 392 番南側橋の東端から 1077 番、499 番、500 番、501 番、502 番、502 番ノ 3、459 番、457 番の北側を通り二ノ門に至る道路敷を含む。

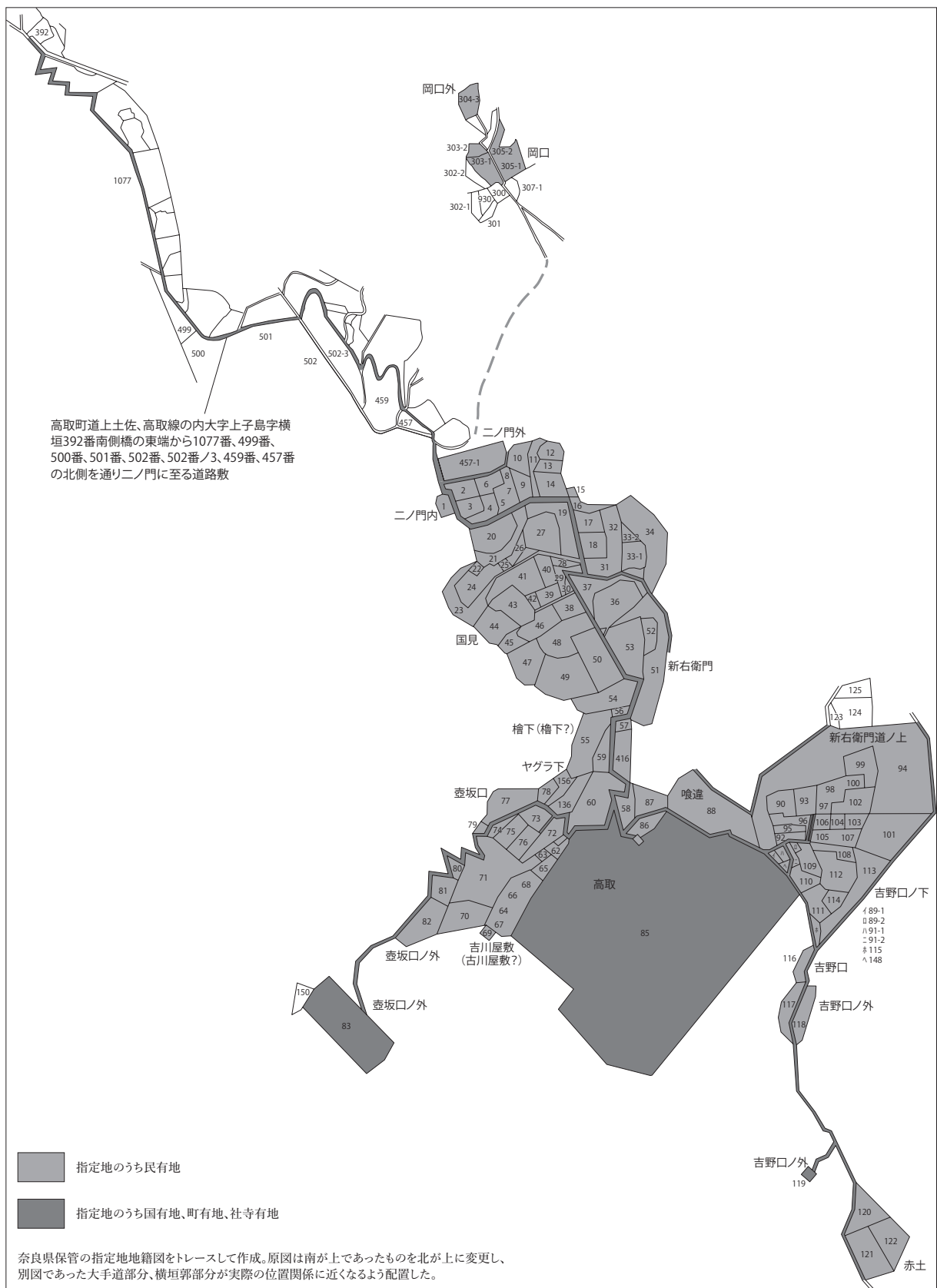
(2) 指定説明

指定理由は以下の通りである（原文のまま掲載）。

中世越智氏の據地として重きをなしたところで、盖しその詰城であったと思はれる。

天正十三年豊臣秀長大和を領するや、越智氏はこれに属し、その後を承けて脇坂氏、本多氏相ついでこれを領したが、寛永十七年に至り、植村家政ここに封ぜられ、爾来子孫相承けて明治維新に至った。現在の城郭の構築につき、その沿革は詳でないが、盖し近世初頭に営まれ、植村氏の時代に補修されたものであらう。

城は大和平野の南隅に聳える高取山上に営まれ、西方は金剛、葛城の連峯に、南方は吉野の群山に相對し、俯瞰すれば大和平野と吉野川沿岸を脚下に望み、極めて景勝の位置を占めている。指定の地域は城郭の主要部で、頂上に向って漸次高さを逡増してゆく山頂部の地形を巧に利して層々郭を連ねて構成され、凡そ北部の前衛部と南部の枢要部とに大別し得られよう。前衛部は谷と堀とによって大手方面の城地を劃し、蛇行する通路の左右には侍屋敷相連り、門櫓は要所を扼して、枢要部を守る。枢要部は高い石垣をめぐらす本丸を最奥の頂上部に置き、二の丸、三の丸これに連なり、更に侍屋敷を配して守りを堅くし、壺阪、吉野方面に搦手口を設ける。今天守閣を始め建物はすべて存しないが、天守台、門、櫓、虎口等の遺構及び各郭の形態は全面にわたる堅固な石垣と相俟って旧規模を殆どその儘遺しているのは貴重であり、且つ峻阻な中世山城の位置を踏襲した近世城郭として夙に著名であって、学術上価値ある遺跡である。



第 1 図 史跡高取城跡地籍図

表1 指定地地籍一覧(1)

小 字 名	地 番	種別	地目	地積 [*] (㎡)	対応する曲輪など	備 考
高市郡高取町大字高取						
字二ノ門内	1 番	民有地	山林	287.0	二の門	
字二ノ門内	2 番	民有地	山林	644.0	二の門	
字二ノ門内	3 番	民有地	山林			
字二ノ門内	4 番	民有地	山林	92.0		
字木田屋敷	5・7・8 番合併	民有地	山林	558.0		
字木田屋敷	6 番	民有地	山林	119.0		
字木田屋敷	9 番	民有地	山林	535.0		
字前部畑	10 番	民有地	山林	938.0		
字前部畑	11 番	民有地	山林	231.0		
字庵池ノ上	12 番	民有地	山林	327.0		
字庵池ノ上	13 番	民有地	山林	323.0		
字庵池ノ上	14 番 1	民有地	山林	869.0		
字庵池ノ上	14 番 2	民有地	山林	3.3		
字庵池ノ上	15 番	民有地	山林	29.0		
字庵池ノ上	16 番	民有地	山林	132.0		
字庵池ノ上	17 番	民有地	山林	902.0		
字庵池ノ上	18 番	民有地	山林	393.0		
字三門ノ上	19 番	民有地	山林	1,285.0		
字三門ノ上	20 番	民有地	山林	1,226.0		
字国見	21 番	民有地	山林	740.0		
字国見	22 番	民有地	山林	99.0		
字国見	23 番	民有地	山林	363.0		
字国見	24 番	民有地	山林	1,596.0		
字国見	44 番	民有地	山林	674.0		
字国見	45 番 1	民有地	山林	198.0		
字国見	45 番 2	民有地	山林	297.0		
字国見	45 番 3	民有地	山林	1,028.0		
字国見	46 番	民有地	山林	357.0		
字国見	47 番	民有地	山林			
字国見	48 番	民有地	山林	647.0		
字国見	49 番 1	民有地	山林	198.0		地籍調書では「櫓下」
字国見	49 番 2	民有地	山林	89.0		地籍調書では「櫓下」
字国見	50 番	民有地	山林	932.0		地籍調書では「櫓下」
字藪ノ間	25 番	民有地	山林	115.0		
字藪ノ間	26 番	民有地	山林	244.0		
字藪ノ間	27 番	民有地	山林	1,157.0		
字矢場下	28 番	民有地	山林	69.0		
字矢場下	32 番	民有地	山林	198.0		
字矢場下	33 番 1・2 合併	民有地	山林	700.0		
字垣下	29 番	民有地	山林	158.0		
字垣下	30 番	民有地	山林	9.91		
字垣下	31 番	民有地	山林	165.0		
字五大夫	34 番	民有地	山林	1,609.0		
字宮下	35 番	民有地	山林	145.0		
字宮下	37 番	民有地	山林	290.0		
字宮下	38 番	民有地	山林	654.0		
字松ノ門下	36 番	民有地	山林	1,196.0		
字禿山	39 番	民有地	山林	211.0		
字禿山	40 番	民有地	山林	333.0		
字禿山	41 番	民有地	山林	938.0		
字禿山	42 番	民有地	山林	56.0		
字禿山	43 番	民有地	山林	948.0		
字新右衛門	51 番	民有地	山林	429.0		
字新右衛門	52 番	民有地	山林	178.0		
字新右衛門	53 番	民有地	山林	806.0		
字新右衛門	54 番	民有地	山林	456.0		

表 2 指定地地籍一覧 (2)

小 字 名	地 番	種別	地目	地積 [※] (㎡)	対応する曲輪など	備 考
高市郡高取町大字高取						
字檜下	55 番	民有地	山林	254.0		地籍調書では「檜下」
字檜下	56 番	民有地	山林	69.0		地籍調書では「檜下」
字檜下	57 番	民有地	山林	148.0	普請小屋	地籍調書では「檜下」
字檜下	416 番	民有地	山林	694.0	普請小屋	
字高取	58 番	民有地	山林	525.0	井戸郭	
字高取	59 番	民有地	山林	251.0		
字高取	60 番	民有地	山林	1,669.0	三の丸	
字高取	61 番	民有地	山林	52.0	壺坂口郭	
字高取	62 番	民有地	山林	218.0	壺坂口郭	
字高取	63 番	民有地	山林	85.0	壺坂口郭	
字高取	85 番	国有地	雑種地		本丸、二の丸他	現在、地籍は抹消
字古川屋敷	64・66・67・68 番合併	民有地	山林	988.0	古川屋敷	古川屋敷の誤記か
字古川屋敷	65 番	民有地	山林	89.0	古川屋敷	古川屋敷の誤記か
字古川屋敷	69 番	民有地	山林	224.0	古川屋敷	古川屋敷の誤記か
字壺坂口ノ外	70 番	民有地	山林	561.0		
字壺坂口ノ外	71 番	民有地	山林	2,323.0		
字壺坂口ノ外	72 番	民有地	山林	826.0		
字壺坂口ノ外	80 番	民有地	山林	109.0		
字壺坂口ノ外	81 番	民有地	山林	320.0		
字壺坂口ノ外	82 番	民有地	山林	1,229.0		
字壺坂口ノ外	83 番	社寺有地	境内地	1,669.0	八幡郭	
字壺坂口ノ上	73・75 番合併	民有地	山林	1,543.0	壺坂口郭	
字壺坂口	74・76 番合併	民有地	山林	1,170.0	壺坂口郭	
字壺坂口	77・78 番合併	民有地	山林	1,586.0	壺坂口郭	
字壺坂口	79 番	民有地	山林	56.0		
字竹櫓前	86 番	民有地	山林	178.0	井戸郭	
字竹櫓下	87 番	民有地	山林	466.0		
字喰違	88 番	民有地	山林	1,150.0		
字大井戸ノ上	89 番 1	民有地	山林	274.0	吉野口郭	
字大井戸ノ上	89 番 2	民有地	山林	264.0	吉野口郭	
字大井戸ノ上	90 番	民有地	山林	323.0	吉野口郭	
字大井戸ノ上	91 番 1	民有地	畑		吉野口郭	89 番へ合併
字大井戸ノ上	91 番 2	民有地	畑		吉野口郭	89 番へ合併
字大井戸ノ上	92 番	民有地	山林	195.0	吉野口郭	
字大井戸ノ上	93 番	民有地	山林	571.0	吉野口郭	
字大井戸ノ上	95 番	民有地	山林	274.0	吉野口郭	
字大井戸ノ上	96 番	民有地	山林	274.0	吉野口郭	
字大井戸ノ上	148 番 1	民有地	山林	1,425.0	吉野口郭	地籍調書では「日尾」
字大井戸ノ上	148 番 2	民有地	山林	1,742.0	吉野口郭	地籍調書では「日尾」
字新右衛門道ノ上	94 番 1	民有地	山林	4,859.0		
字新右衛門道ノ上	94 番 2	民有地	山林	99.0		
字吉野口ノ上	97・98・100 番合併	民有地	山林	396.0	吉野口郭	
字吉野口ノ上	99 番	民有地	山林	304.0		
字吉野口ノ上	102 番	民有地	山林	472.0	吉野口郭	
字吉野口ノ上	103 番	民有地	山林	66.0	吉野口郭	
字吉野口ノ上	104・105・107 番合併	民有地	山林	813.0	吉野口郭	
字吉野口ノ上	106 番	民有地	山林	231.0	吉野口郭	
字吉野口ノ上	108 番	民有地	山林	79.0	吉野口郭	
字吉野口ノ上	109 番	民有地	山林	780.0	吉野口郭	
字吉野口ノ上	110 番	民有地	畑		吉野口郭	
字吉野口ノ下	101 番	民有地	山林	1,487.0	吉野口郭	
字吉野口ノ下	113 番	民有地	山林	2,479.0	吉野口郭	
字吉野口	111 番	民有地	山林	492.0	吉野口郭	
字吉野口	112 番	民有地	山林	704.0	吉野口郭	
字吉野口	114 番	民有地	山林	119.0	吉野口郭	
字吉野口	115 番	民有地	山林	161.0	吉野口郭	

表3 指定地地籍一覧(3)

小字名	地番	種別	地目	地積 [*] (㎡)	対応する曲輪など	備考
高市郡高取町大字高取						
字吉野口	116番	民有地	山林	125.0	吉野口門	
字吉野口ノ外	117番	民有地	山林	370.0		
字吉野口ノ外	118番1	民有地	山林	99.0		
字吉野口ノ外	118番2	民有地	山林	396.0		
字吉野口ノ外	119番	国有地	雑種地	19.0		
字赤土	120番	民有地	山林	776.0	赤土郭	
字赤土	121番	民有地	山林	1,262.0	赤土郭	
字赤土	122番	民有地	山林	667.0	赤土郭	
字ヤグラ下	136番	民有地	山林	449.0		
字ヤグラ下	156番	民有地	山林	11,996.0		地籍調書では「日尾」
高市郡高取町大字大字上子島						
字二ノ門外	457番1	民有地	溜池 堤	714.0 79.0	水堀	
字岡口外	304番3	民有地	墓地	1,702.0	横垣郭	
字岡口	303番1	民有地	山林	350.0	横垣郭	
字岡口	303番2	民有地	山林	145.0	横垣郭	
字岡口	305番1	民有地	山林	707.0	横垣郭	
字岡口	305番2	民有地	山林	482.0	横垣郭	

※一部の地積(面積)が空欄となっているのは、登記が電算化されていないことによる。

(3) 管理団体の指定

昭和28年(1953)8月28日付けで、奈良県が管理団体指定を受けている。

(4) 指定範囲と土地所有の状況

史跡高取城跡の指定範囲は95,308.21㎡である。ただし、この面積には道路敷・水路等が含まれていない。また、国有地のうち大字高取85番(11,344㎡)は昭和44年(1969)11月19日付けで登記が抹消されているが、その経緯は不明である。土地所有区分は、国有地11,363㎡、社寺有地1,669㎡、民有地82,276.21㎡となっている。

なお、これらの面積は高取町による保存管理計画、県で備え付けている史跡台帳に準じているが、本計画策定に伴って取得した登記上の面積とは合致していない。

3. 史跡を取り巻く環境

(1) 自然環境

①気候

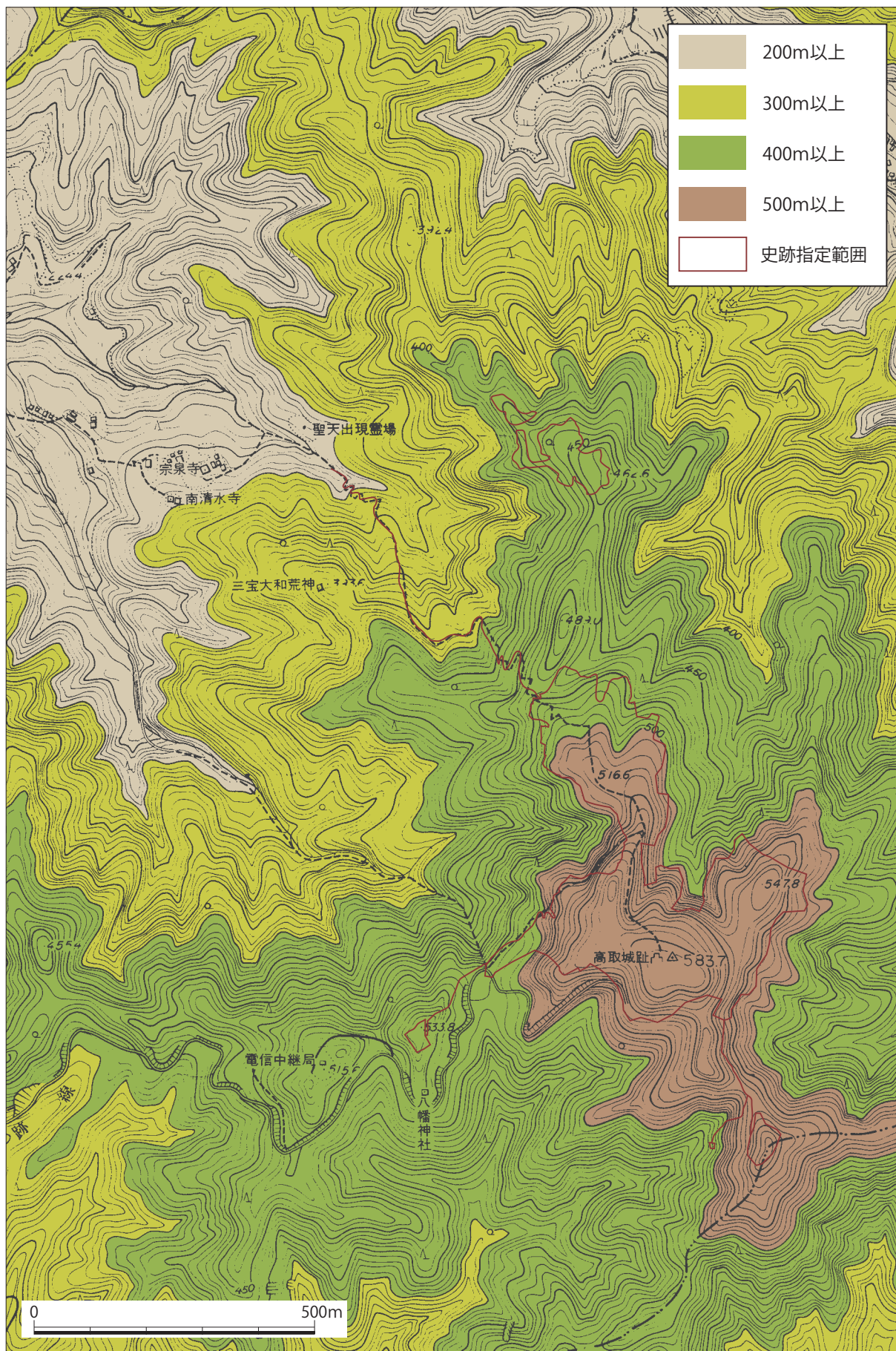
高取町の気候は盆地性気候であるものの総じて温和でしのぎやすい。年平均気温は約14.4℃で年間降水量は1,200mm前後で降雪は稀であるが、標高約600mの高取山は降雪も盆地部より多く、気温も低い。

②地形

高取城は標高583.6mの高取山の山頂部に築かれた山城で、山頂及びそこにとりつく尾根に平坦部(標高470～580m)を造成する形で築城されている。山頂部を中心にほぼ放射状に尾根が延びており、四周はかなり急峻な斜面地となっている。

③植生

高取町の自然植生の多くは南部や北部の山地部に見られ、主としてスダジイ群が優先した典型的な



第2図 高取山周辺の地形図

暖帯林となっている。また一部にはマツ林等もみられる。

史跡高取城跡及び周辺の現況植生は、スギ、ヒノキの植林が城跡へのアクセス路となる県道明日香清水谷線沿いに広がっている。また、城域内の大部分がヒノキ林、マツ林である他、一部にサクラやモミジなどが認められ、ところどころにモウソウチク等も分布する。一部では眺望の障害となり、枯木も多く、樹根によって遺構が破壊される等の問題が発生している。

なお、植生調査については平成15年度（2003）に奈良県森林技術センターに依頼して実施された。また、国有林については国有林野施業実施計画の付属資料として、地況、林況、法指定の状況等を取りまとめた森林調査簿が作成されている。

このほか、高取山には様々な野鳥やリスなどの小動物が多く生息しており、町に近い自然観察の場として貴重である。また、イノシシのような大型動物や、マムシ、スズメバチといった人間に危害を加えるものも生息しており、注意が必要である。

④景観

高取城は別名「芙蓉城」とも言い、かつて「巽高取雪かと思えば、雪ではござらぬ土佐の城」と城下町であった高取町土佐地区からの景観を謳われた。しかし、現在では石垣のみが残っている状態であり、同地区から高取城跡を視覚的に捉えることは難しくなっている。

一方、史跡高取城跡は町内で最も高い標高583.6mの高取山頂にあるため、基本的に高取城跡から周囲への眺望は優れている。中でも城内北西端に位置する国見櫓跡からの眺めは素晴らしいものである。国見櫓跡からは、西方はるかに金剛・葛城山系を望み、北西には二上、信貴、生駒の山々が連なり、遠く河内、山城を望むことができる。それらの山々の間には奈良盆地が広がり、中に畝傍、耳成、天香具山の大和三山が点在するのが見え、大和の古い歴史の地を眼下に一望することができる。

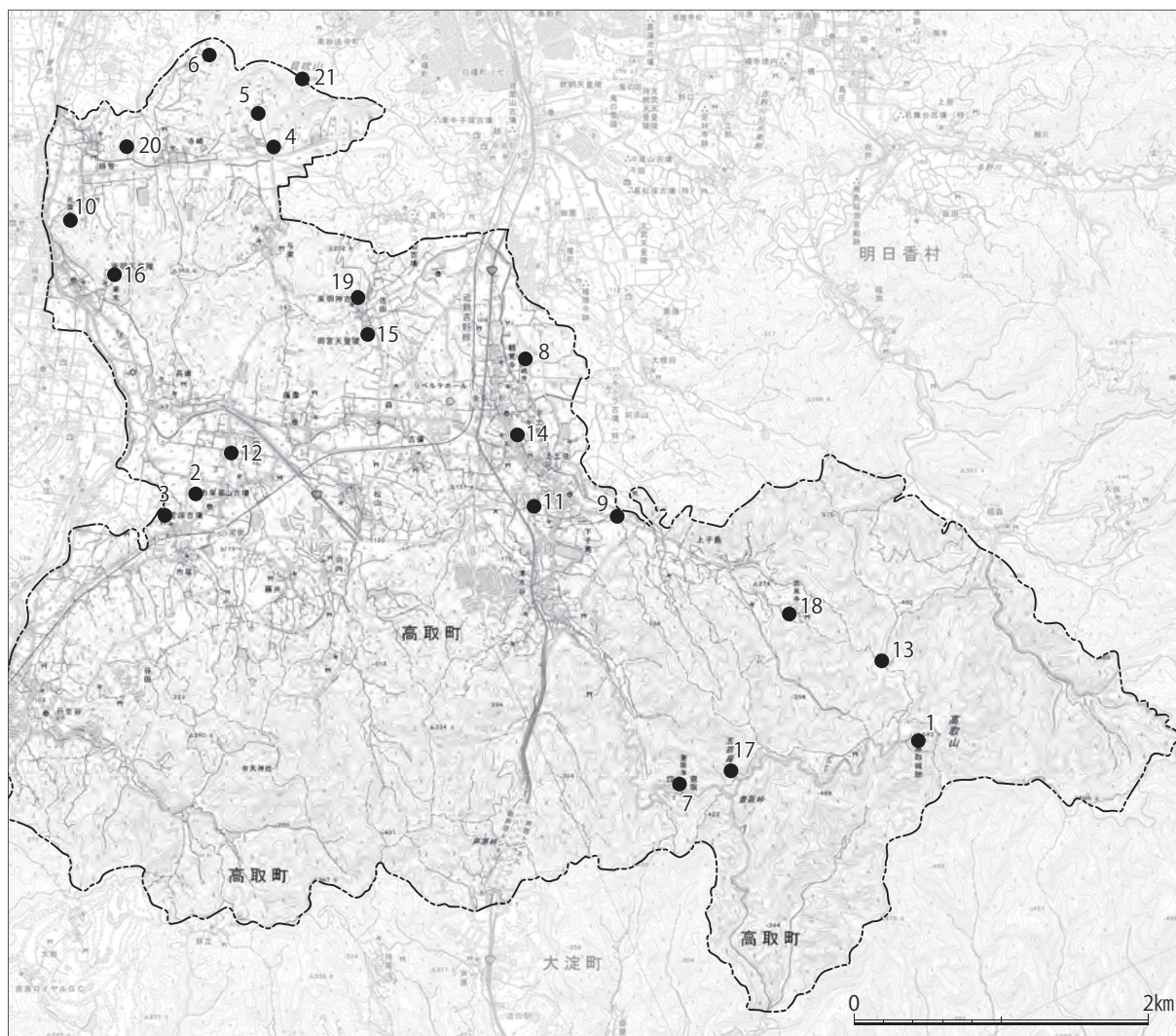
史跡高取城跡においては、高取城内周囲3kmにわたって聳える石垣の壮大な景観とともに、春には桜、秋には紅葉といった季節の風景も楽しむことができる。しかし、本丸や二の丸周辺以外では、人が踏み込めないほどに植物が生い茂っている場所も見られる他、倒木や石垣の崩落や路肩の崩壊が散見されるなど、損傷の進んでいる箇所も少なくない状態である。

（2）高取町の歴史的環境と文化財

史跡高取城跡のある高取町は北東に接する明日香村、橿原市と共に古代日本国家発生の地として知られ、その歴史は古い。町内には草壁皇子の墓と推定されている東明神古墳や国指定史跡の市尾墓山古墳・宮塚古墳等、約800基の古墳が集中し、その数は明日香村を上回っている。

現在の町の基礎は、中世に土豪の越智氏が越智谷に城館及び貝吹山城を築いたことに始まる。越智氏は、越智郷を中心に大和盆地南部で活躍しており、高取城整備以前は吉野方面の押さえも兼ねて壺阪寺境内にも館を構え拠点としていたようである。近世には高取山麓の土佐を中心に本多、植村氏の城下町として栄え、また壺阪寺の参拝客で賑わった。現在も明治維新まで続いた高取藩の城下町として武家屋敷の家並みが残り、子嶋寺、宗泉寺、光雲寺、国府神社等の寺社も多く所在している。なかでも中・近世の城郭跡として歴史的価値の高い史跡高取城跡は、日本一の山城として全国的にも広く知られている。

史跡高取城とともに全国的に有名である南法華寺（壺阪寺）は、西国三十三所霊場の六番札所である。人形浄瑠璃でお里、沢市の物語である「壺坂霊験記」の舞台として有名で、古くは「枕草子」にもその名が見え、平安時代にはすでに大和の名所であったことがうかがわれる。この他、町は古くから大和売薬業の中心地で、現在も伝統地場産業として連綿と伝えられ、薬業に従事している人も多い。



第3図 高取町内における主な文化財の所在（地理院タイルに加筆）

このように、町内に多数所在する歴史的文化的資源は町の特徴や性格の大きな位置を占めている。

（3）地理的環境

高取町は奈良盆地の最南端に位置し、奈良県の県庁所在地である奈良市から南へ約30kmの位置にある。北東部を橿原市、明日香村と接し、南を高取山、芦原峠を介して大淀町に、また西は曽我川を境として御所市に接している。町の面積は25.79 km²（2020年10月1日現在、国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による）、総人口は6,581人（2020年12月31日現在、高取町公式サイトによる）である。

史跡高取城跡は近鉄壺阪山駅から約5kmの距離にあり、北西側から町道土佐・高取線（登山道）を利用した場合、徒歩で約1時間かかる。車でのアクセスは高取城跡の南西側を通る県道明日香清水谷線を利用したものが主となり、町の中心部からは10分程の時間を要する。また、壺阪山駅から奈良交通バスを利用して最寄りのバス停である壺阪寺前まで行き、そこから徒歩で高取城跡へ行くことも可能である。なお、バスは平日で1日に4往復（3月のみ7往復）、土・日祝日は4～11往復（月により変動）の運行である。

表4 高取町内における主な文化財

番号	名 称	指定	区分	指定年月日
1	高取城跡	国	史跡	昭和28年3月31日
2	市尾墓山古墳	国	史跡	昭和56年3月31日
3	宮塚古墳			
4	与楽古墳群 与楽カンジョ古墳	国	史跡	平成25年3月27日
5	与楽錐子塚古墳			
6	寺崎白壁塚古墳			
7	南法華寺（壺阪寺）			
	三重塔	国	重要文化財（建造物）	明治39年4月14日
	南法華寺礼堂	国	重要文化財（建造物）	昭和34年6月27日
	絹本著色一字金輪曼荼羅図	国	重要文化財（絵画）	明治41年4月23日
	鳳凰文甕	国	重要文化財（考古資料）	明治34年8月2日 昭和43年2月2日（名称変更）
8	子島寺			
	紺綾地金銀泥絵両界曼荼羅図 （子島曼荼羅）	国	国宝（絵画）	明治35年4月17日 昭和28年3月31日（国宝）
	木造十一面観音立像	国	重要文化財（彫刻）	昭和14年9月8日
9	植村家長屋門	県	有形文化財（建造物）	昭和35年7月28日
10	光雲寺本堂	県	有形文化財（建造物）	昭和63年3月22日
11	ナモデ踊り絵馬	県	有形文化財（有形民俗文化財）	昭和57年3月12日
12	藤井イノヲク12号墳			
	同 出土土師器	町	指定文化財（考古資料）	平成14年3月29日
13	猿石	町	指定文化財（石造物）	平成14年3月29日
14	光明寺			
	木造阿弥陀如来坐像	町	指定文化財（彫刻）	平成16年3月31日
	木造聖観音立像	町	指定文化財（彫刻）	平成16年3月31日
15	岡宮天皇陵（陵墓）			
16	齐明天皇陵（陵墓）			
17	南法華寺五百羅漢			
18	宗泉寺			
19	佐田東明神古墳			
20	越智遺跡（越智城跡）			
21	貝吹山城跡			

※番号は第3図に対応

4. 高取城の概要

高取城は、高取町南東部の高取山（標高583.6m）の山頂に築かれた山城であり、その築城は南北朝期の14世紀中頃に遡るといわれる。南朝に属した越智邦澄が飛鳥から芋ヶ峠を越えて吉野に至る軍事上の拠点として築城したという。越智氏の高取城は「かき揚げの城」と呼ばれる簡単なものであった。

天正8年（1580）には、織田信長の一国破城によりいったんは廃城となるが、後に筒井順慶が郡山城に入るにあたって、その詰めの城として復興される。織豊期に至り、郡山城に入った豊臣秀長の命を受けた本多氏によって、本格的な近世城郭としての築城が始まる。これも郡山城の詰めの城として位置づけられてのことであった。現在に残る高取城の縄張は、基本的に本多氏の手になるものと考えられる。

本多氏はその後独立して高取城主となるが、三代で断絶となり、代わって徳川家譜代の植村氏が寛永17年（1640）に高取城主となる。植村氏は江戸時代を通じて14代にわたって高取藩を治めるこ

表 5 史跡高取城跡関連年表

年	出 来 事
1332 年 (元弘 2)	越智邦澄が南朝の呼びかけで高取城を創築したと伝えられる。
1438 年 (永享 10)	越智家経、沓岐別所に殺され高取城落城する。
1511 年 (永正 8)	越智方が「ツボ坂并タカトリ山ノ城」に入る。
1518 年 (永正 15)	越智氏が高取城を攻め取り、城主の子嶋氏が没落する。
1532 年 (天文元)	一向一揆勢に追われた興福寺僧が高取城にこもり、一向一揆勢に高取城を攻められるが、越智氏が筒井氏・十市氏とともにこれを撃退する。
1566 年 (永禄 9)	越智民部少輔 (越智惣領)、戦いの末、高取城を松永久秀に渡す。越智伊予守 (越智庶流) が貝吹山城に入り、惣領と対立する。
1569 年 (永禄 12)	貝吹山城が松永方に渡され、越智民部少輔が貝吹山城を受け取る。
1571 年 (元亀 2)	越智民部少輔、高取城において伊予守の手により自害させられる。
1580 年 (天正 8)	織田信長の一国破城により高取城も廃城となる。
1583 年 (天正 11)	越智玄蕃守が暗殺され、越智氏の主流が絶える。
1584 年 (天正 12)	郡山城の筒井順慶により郡山城の詰城として復興される。順慶の家臣松蔵弥八郎が高取城に入る。
1585 年 (天正 13)	筒井順慶病死後、筒井定次が伊賀に転封。豊臣秀長が郡山城主となり、その家臣脇坂安治が高取城主となる。
1589 年 (天正 17)	脇坂安治は淡路に転封、豊臣秀長の家臣本多太郎左衛門が高取城に入り、本格的な整備をはじめる。
1595 年 (文禄 4)	本多利朝が一万五千石の大名として独立し、高取城主となる。
1600 年 (慶長 5)	関ヶ原の戦い起こる。本多氏は東軍につく。その功績により二万五千石となる。
1637 年 (寛永 14)	本多利家病没し、本多氏が三代で絶える。その後、本郷氏、桑名氏などの大名が城番をつとめる。
1640 年 (寛永 17)	植村家政が二万五千石の大名として高取城に入城する。以後、家貞・家言・家敬・家包・家道・家久・家利・家長・家教・家貴・家興・家保・家壺と 14 代続く。
1642 年 (寛永 19)	正保元年にかけて城下に下屋敷をつくり、藩主が移る。これに伴い、家臣も山を下り、城下に移り住む。
1675 年 (延宝 3)	吉野郡比曾村の百姓と城山に関する争いがおき、翌年境界のための杭、石塚を設置する。元禄年間にも中増村、西増村の百姓と同様の争いがおき、さらに石塚を築く。
1852 年 (文政 8)	9 代藩主家長が老中となり、分家相続により二万五百石に減少していた石高を二万五千石に復する。
1863 年 (文久 3)	高取藩は天誅組に攻撃されるが、城下外の鳥ヶ峰にて撃退する。
1871 年 (明治 4)	廃藩置県により 7 月に高取県が誕生したが、11 月に奈良県に統合される。
1873 年 (明治 6)	高取城は廃城となり、県令 137 号により建物が入札・売却。
1890 年 (明治 23)	この頃まで多くの建物が城内に残されていた。
1915 年 (大正 4)	高市郡役所によって本丸に「高取城址」の石碑が建てられ、同役所により高市郡志料が編纂され、高取城の記述がなされる。
1921 年 (大正 10)	高取山保護林 (38.13ha) が設定される。
1953 年 (昭和 28)	国の史跡に指定。
1961 年 (昭和 36)	高取山産業道路が完成。
1972 年 (昭和 47)	奈良県により新櫓の石垣解体修理がおこなわれる (～ 1973 年度)
1976 年 (昭和 51)	高取山が風景林の指定を受ける。
1989 年 (平成元)	たかとり城まつりが始まる。
1995 年 (平成 7)	奈良県により七ツ井戸周辺の復旧工事がおこなわれる。
2001 年 (平成 13)	城郭談話会による『大和高取城』が刊行される。
2002 年 (平成 14)	高取町による倒木処理がおこなわれる (～ 2004 年度)。
2006 年 (平成 18)	財団法人日本城郭協会により「日本 100 名城」に選定される。 奈良県による史跡環境整備事業 (～ 2010 年度)
2007 年 (平成 19)	高取町と奈良産業大学による高取城 C G 再現プロジェクトが始まる (～ 2009 年)。
2017 年 (平成 29)	高取山が林野庁の「日本美しの森 お薦め国有林」に選定される。高取山風景林管理運営協議会が設立される。
2018 年 (平成 30)	N H K のテレビ番組で取り上げられ、番組中で「最強の城」に選ばれる。

とになる。当初は山上の城内に当主、家臣ともども屋敷を構えたが、寛永19年（1642）以降、藩主は城下に下屋敷を構えて移り、家臣も従って城下に移った。

明治の廃藩置県により高取藩は高取県となり、ほどなく奈良県に統合される。高取城も廃城となり、城内の建物は売却となり、多くが取り壊されることになる。しかし、城に開発の手が及ぶことはなく、石垣ほかの遺構は良好に保存され、昭和28年（1953）3月付けで史跡指定されるに至った。

5. 高取城に関する調査

（1）石垣悉皆調査

平成3・4年度に奈良県教育委員会が石垣の現況調査を実施しており、城内50ヵ所についての所見が示されている。それぞれの石積みの時期が明らかにされ、本丸内の石積みが寛永期に集中していて相対的に新しく、二の丸では慶長・元和期の特徴を示すものが多いこと、さらに外縁部に遠ざかるに従って古くなる傾向が指摘された。城郭の枢要部が幕藩期においてたびたび改築や修築を繰り返したものと推定されている。また、この時点で14ヵ所に石積みの崩壊あるいは孕みなどの異常が指摘されている。この調査の所見については第3章に図と表を掲載する（第12図・表7）

平成14・15年度（2002・2003）に高取町教育委員会によって、石垣悉皆調査が実施された。調査成果は平成16年（2004）に『国指定史跡 高取城跡 基礎調査報告書』として刊行されている。史跡のうち、「城内」と呼ばれる部分について作成した縄張り図をもとに、「城内」を10地区に区分した上で、地区別に石垣の悉皆調査を実施したものである。城内の石垣、石積み、石列は847面が確認されており、ほとんどについて何らかの異常があるとされた。

（2）植生調査

平成15年度（2003）に、高取町が奈良県森林技術センターに依頼して植生調査を実施した。高取城の石垣を保全する上で障害となる樹木を抽出することを目的とした「障害樹木調査」に加え、高取城域の植物相を明らかにするための「植生調査」がおこなわれている。冬季の調査であるため樹木が中心で、草花類は対象となっていない。上述の石垣悉皆調査（平成14・15年度）とともに『国指定史跡 高取城跡 基礎調査報告書』として刊行されている。

（3）古写真について

『保存管理計画』には、明治20年頃の撮影とされる古写真3点が掲載されている。いずれも三の丸城代屋敷付近からの撮影と考えられている。また、それ以外には城内の古写真は確認されていない。

6. 発掘調査の成果

（1）調査の概要

史跡高取城跡では、これまでに3次の発掘調査が実施された。いずれも整備等に伴う小規模なものである。

第1次調査

昭和47・48年度（1972・1973）に石垣修理に伴い、本丸の鉛櫓部分と新櫓部分について奈良県教育委員会が発掘調査を実施した。鉛櫓では石垣下面に胴木が検出され、新櫓については2回以上の



第4図 高取城古写真

表6 史跡高取城跡における調査一覧

年 度	実施主体	調 査
昭和 47・48 年度	県教委	二の丸新櫓石垣の解体修理工事に伴う発掘調査（第1次調査）
平成 3・4 年度	県教委	石垣現況調査
平成 7 年度	県教委（榎考研）	七ツ井戸周辺の復旧工事に伴う発掘調査（第2次調査）
平成 13 年度	町教委 城郭談話会	本丸の測量調査を実施 『大和高取城』の刊行
平成 14 年度	町教委	石垣悉皆調査を実施
平成 15 年度	町教委	石垣悉皆調査、植生調査を実施 『国指定史跡高取城跡基礎調査報告書』刊行
平成 16 年度	町教委	史跡高取城跡保存管理計画策定事業開始 城内の測量調査
平成 17 年度	町教委	史跡高取城跡保存管理計画策定
平成 19 年度	町教委（県委託）	壺坂口中門跡周辺の発掘調査（第3次調査）
平成 25 年度	榎考研・アジア航測株式会社	城内の航空レーザー測量による赤色立体図作成
平成 30 年度	県教委	城内の航空レーザー測量による赤色立体図作成（平成 29 年 9 月豪雨災害状況の記録）

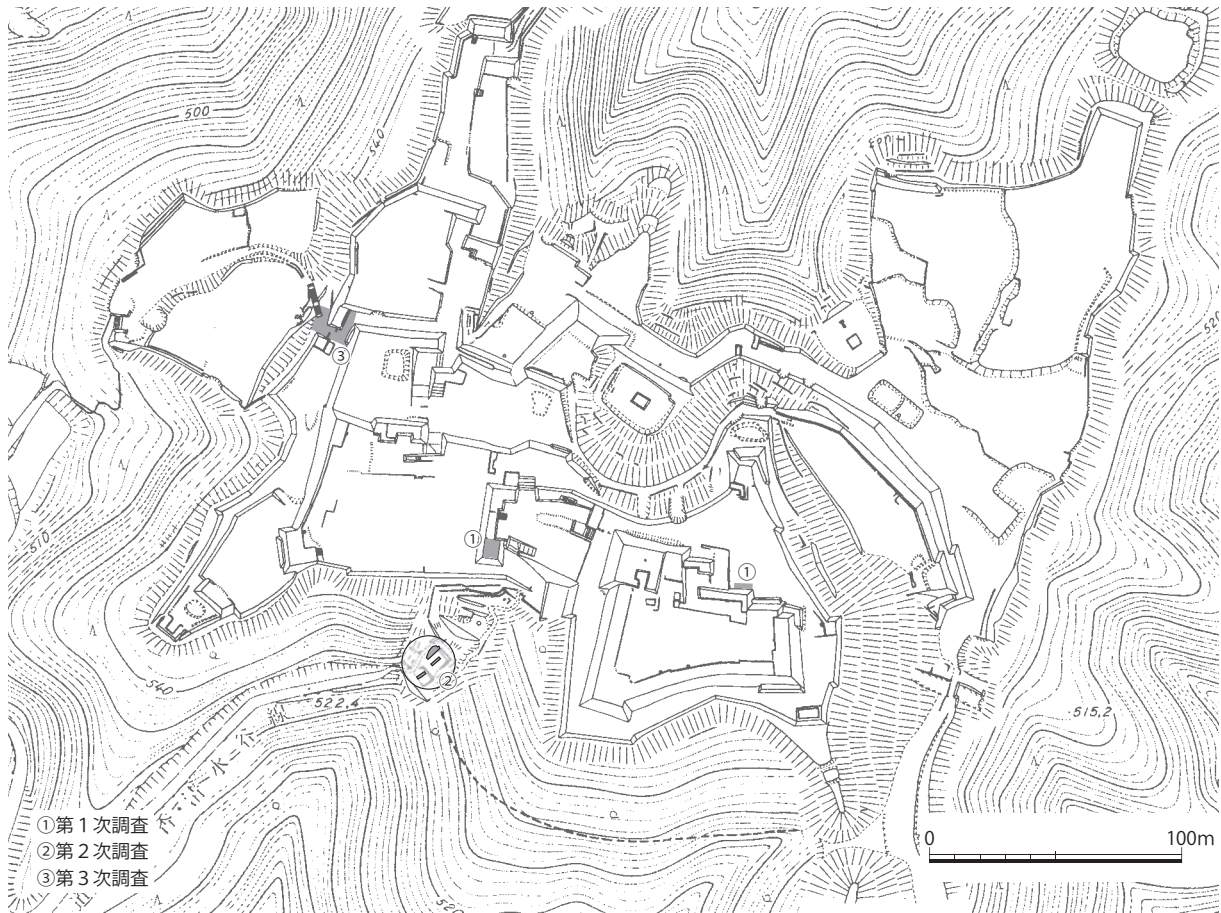
積み替えがあることなどが報告されている。

第2次調査

七ツ井戸周辺でおこなわれた史跡整備事業に伴い、平成7年度（1996年3月）に榎原考古学研究所が発掘調査を実施した。正保3年（1646）の絵図に描かれた4基の井戸のうち、埋没していた2基を検出している。出土遺物は大半が瓦類で、すべて近世のものである。

第3次調査

奈良県が平成18年度（2006）から22年度（2010）の5ヶ年度に実施した史跡整備事業に伴い、平成19年度に高取町教育委員会が壺坂口中門跡付近の発掘調査をおこなった（2008年1～3月）。中門の礎石のほか、石組みの排水溝を検出している。



第5図 史跡高取城跡における発掘調査の位置

(2) 第1次発掘調査の概要

『遺跡調査室だより No.4』(1974)から全文を掲載する。掲載にあたって一部の字句を修正した。なお、この時の調査状況については、『明日香風』第85号にも「高取城覚え書き」として写真入りで掲載されている。

高取城の石垣修理に伴って発掘調査及び石垣の調査をおこなった。調査箇所は本丸の一部と新櫓の二カ所である。新櫓は昨年建造物の礎石が検出され二度の建て替えが認められているが、今年はその北側続きの部分を発掘したが、原位置にある礎石は検出されなかったため建物の詳しい規模等はわからなかった。石垣の観察によれば、新櫓は二回以上の積み替え、修理、増築等が認められた。本丸は北東隅に当る部分の調査をおこなったが石垣の下面に胴木が検出された。山城では通常胴木は使用されないのが珍しい例である。また石垣調査では隅石の大部分が転用石を使用していることが判明した。そのうちの一つに漆喰が塗られているのがあり、古墳からの転用材であることが判明した。



新櫓の石垣復旧状況



新櫓の調査後

第6図 第1次調査の状況

(3) 第3次発掘調査の概要

平成23年3月の史跡整備事業報告書から抜粋して掲載する。

1. はじめに

平成18年度から22年度の5ヵ年度をかけ国指定史跡高取城跡の保存修理事業が奈良県教育委員会文化財保存課により実施された。19年度事業では、その事前として奈良県教育委員会の委託を受け、高取城跡壺坂口中門跡周辺の発掘調査を高取町教育委員会が実施した。調査は平成20年1月8日～3月26日の期間で面積90㎡であった。22年度には19年度調査で出土した遺物の整理と写真測量作業の図化を委託し、その成果を基に発掘調査報告を作成した。

2. 検出された遺構

調査は残存する礎石から中門の復元を目的として、また中門西側の傾斜面下から北側へ屈曲する虎口部分を対象とした。

中門跡西側の傾斜面を1区、中門跡を2区、二ノ丸補強石垣までを3区、北側に屈曲した部分を4区に設定された(第7図)。

中門跡の柱礎石は南北に3石が調査前から確認されていた。礎石はいずれも石材を削り加工した柱座を設けている。門は礎石から復元すると西側から見た門の正面左側は、間口2間(柱の真々2.8m)の両扉、右側は、間口1間(柱の芯々1.4m)の潜り戸と考えられる。

表土を取り除くと、礎石列から東側で新たに2石の礎石を検出した。この礎石は門の控え柱と考えられ調査前に確認されていた礎石から東側へ奥行き1間(柱の芯々1.4m)を測る。

2区は、表土を0.2～0.3m掘削すると、平坦な石が組まれた南北方向の石列が約4.0m検出された。虎口の段差に据えられた石段かと思われたが、石組みの一部に空洞が見つかり排水溝であることを確認した。さらに北側に直行するように東西方向の石組みが検出され1区や3・4区に継続していることを確認した。この石組み排水溝は、1～2段の石材を積んで両側面を構成し、底面には平滑な石材を敷き詰めている。上面にも平滑な石材を組んで蓋として隙間には目張りの粘土が詰められていた。排水溝の断面形態は正方形に近い箱型を呈している。内法の幅は0.2m、深さは0.2mを測る。排水溝は二ノ丸石垣の北西角から4区を斜行し中門の東側で西へ屈曲し、門から1区斜面の下層を通り高石垣の外側に排水していたと思われ、検出された長さは15mに及ぶ。また、この排水溝に接続している2～3区の南北方向のものは約5m検出された。

二ノ丸石垣の西北角の部分に張り出すように付けられた一段低く詰まれた石垣は、二ノ丸石垣が孕んだため補強された補強石垣と考えられている。補強石垣の裾3区の北東端から4区東側にかけて幅約1.0m、長さ6.0mにわたり平瓦が敷き詰められた瓦溜りが検出された。

瓦溜りは周囲に掘形を認めず、瓦の一部は土圧により割れているものも多いが、元は整然と敷き並べられていたと思われる。

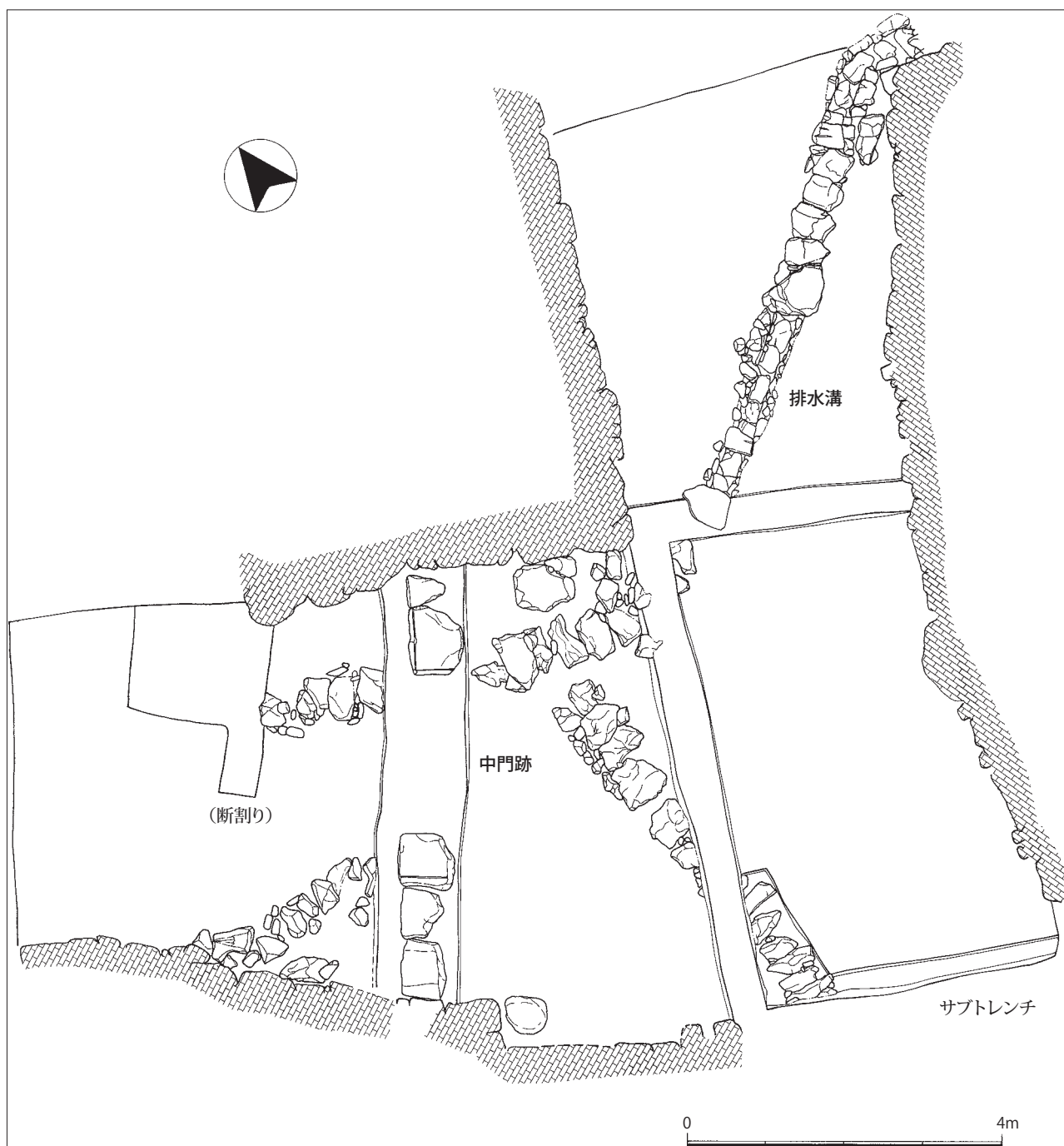
3区の調査区南端で基盤層確認のためサブトレンチを掘削した。また1区北側の石垣裾を排水溝の断面確認のため断ち割りをおこなった(第9図)。

3. 出土遺物

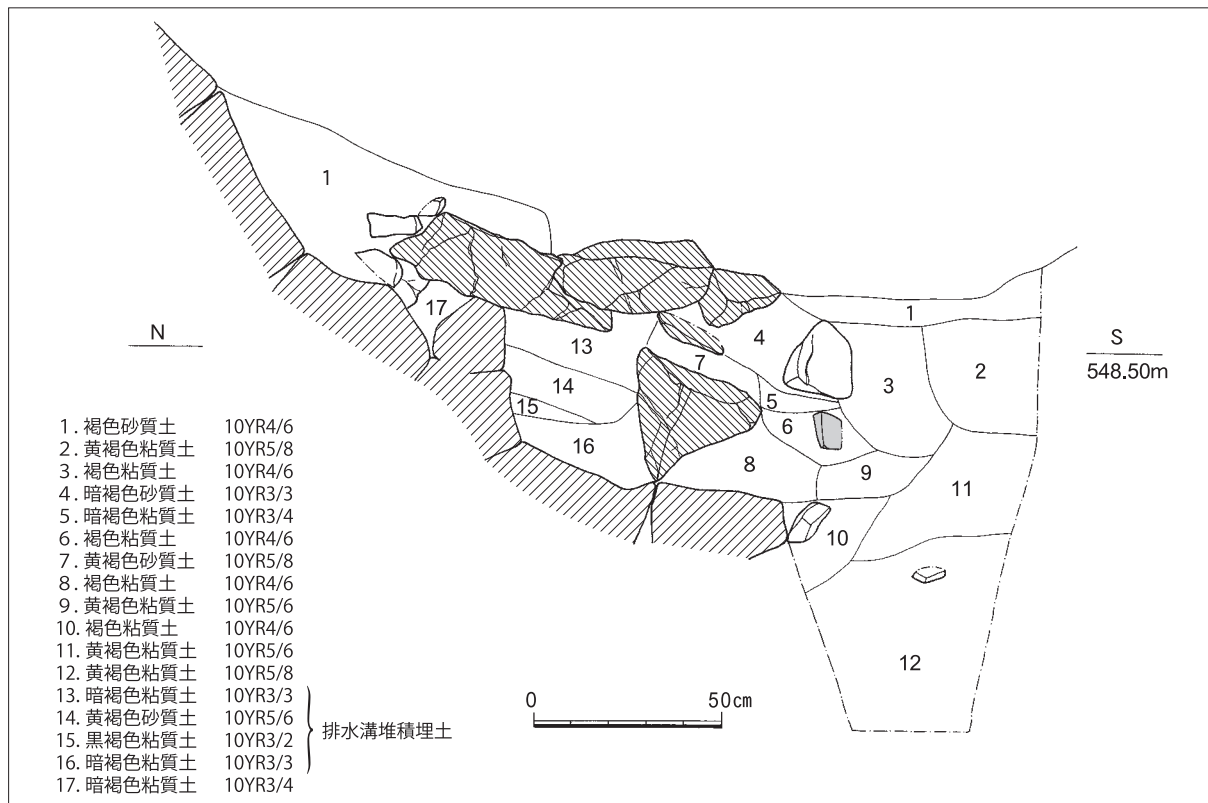
出土遺物は、土師器・陶磁器・瓦器・染付などの土器、軒丸・軒平・丸・平・道具瓦などの瓦、鉄釘・鉄鎌・鉄砲玉などの鉄製品やキセルの吸口、古銭などの銅製品まで遺物収集箱5箱分が取り上げられた。これら遺物の出土状況は1～4区まで平均的に表土および遺物包含層からの採集



第7図 史跡高取城跡第3次発掘調査測量図



第8図 史跡高取城跡第3次発掘調査遺構平面図



第9図 史跡高取城跡第3次発掘調査1区断割り断面図

品がほとんどで、その中から72点の遺物を選択して実測および観察をおこなった。

まとめ

壺坂口中門は、後方へハ字形に斜めに開く両扉や潜り門をもち、正面から間口3間、奥行き1間に復元でき、高取城二ノ門と伝えられる子嶋寺山門の形状を呈し、約2割縮小した規模と考えられる。

また排水溝はすべての面に石材を用いるなど丁寧につくられており、豊臣秀長が築城時の石垣に伴い設置し、花崗岩の基盤層からなる軟弱な地盤に大規模な石垣を構築するために排水を重視したと考えられる。奈良県の近世城郭の調査から石組み排水溝の検出は、大和郡山城追手門跡、宇陀松山城雀門跡などがある。

補強石垣裾部の瓦溜りは、ほとんどが完形の平瓦が敷き詰められていたことから、地面の補強か石垣からの漏水などから水はけを良くするためと考えられる。

出土遺物はほとんどが採集品であるが様々な種類の遺物が出土した。特に瓦は少規模な調査地であるが多種多様が採集されている。

今回の調査から門の復元や石組み排水溝の検出など多くの成果があった。断ち割りから豊臣期以前ともと思われる瓦質播鉢の破片が出土したことから、周辺に越智氏による中世山城の遺構の存在が期待される。今後高取城跡の起源や成立を明らかにするためにも、機会があれば発掘調査を実施したい。

第3章 史跡高取城跡の諸要素

1. 本質的価値の明示

史跡高取城跡の本質的価値は、中世山城の位置を踏襲しながら、高取山山頂部の地形を巧みに利用して築かれた縄張りの構成にあり、廃城後もそれら曲輪の遺構が良好に保存されていることにある。史跡の本質的価値は以下のように整理できる。

(1) 中世山城の立地を踏襲した近世城郭としての価値

中世の高取城は、奈良盆地の南部に本拠を置いた越智氏が、越智城や貝吹山城に対応する詰め城として築いたものと考えられる。その始まりは明らかではないが、永正8年(1511)に戦に敗れた越智家教が高取山に立て籠ったとする記事が文献に見え、16世紀の初め頃には城郭としての機能が徐々に整えられたとみられる。下って戦国期には、むしろ越智氏の本拠となっていたと考えられる。織田信長による一国破城によって高取城も一度は廃絶するが、天正13年(1585)に郡山城に入城した豊臣秀長が、高取城を郡山城の詰め城として位置付け、家臣である本多氏に城を守らせた。近世城郭としての高取城の本格的な整備は、本多氏が手掛けたものとされる。

(2) 近世幕藩体制を通じて存続した山城としての価値

寛政17年(1640)に植村家政が高取城に入り、以後、幕末まで植村家が高取城主をつとめる。近世になって多くの城郭が平城や平山城となる中で例外的に山城が維持されたのは、吉野地方に一揆などの不安があったからだという。こうした背景から、近世城郭として珍しい山頂の城が江戸時代を通じて存続することになった。近世の高取城は、本丸、二の丸、三の丸などの枢要部を始め、岩屋郭、赤土郭、八幡郭、横垣郭、別所郭、山中の全ての郭を含む「郭内」と、そのうち二の門、壺坂口門、吉野口門の内側である「城内」によって構成されている。また、高取城下や壺阪寺など「郭内」の外にも高取城と関連した遺構がみられる。

(3) 廃城後も良好に城郭の遺構が保存されたことによる価値

城郭の遺構のほとんどが今日まで残されたことによる「価値」である。近世城郭のほとんどが市街化の影響を受け、とくに外縁部の遺構が失われているのに対し、高取城の遺構は外縁部を含めて遺存している。現在、史跡高取城跡に往時の建物こそ残されていないが、本丸、二の丸、三の丸を中心として雄大な石垣が残存しており、在りし日の高取城の様子を彷彿とさせる。これは、明治の廃城以後も開発が及ぶことがなく、大部分が植林からなる山林として利用され続けたことによる。したがって、今日の史跡高取城跡においてみられるのは、建物が失われていることを除けば、江戸時代そのままの風景だとも言えるのである。なお、一部の建物については明治維新後に城下へ移築され、今もそのいくつかが保存されている。

2. 史跡の本質的価値を構成する諸要素

(1) 立地と中世城郭に関わる諸要素

高取城は、高取山（標高 583.6 m）山頂部の地形を利用して築かれている。高取山は、奈良盆地の南東に位置する竜門岳をピークとする山塊の一面を占めており、東には明日香村から吉野町に抜ける芋ヶ峠、西には高取町から大淀町に抜ける壺坂峠が位置する。高取城は、奈良盆地から吉野川流域に抜ける交通の要衝を眼下に望む位置を占めていることになる。

中世に越智氏が貝吹山城の支城あるいは詰めの城として築いたのが始まりとされ、戦国時代には越智氏の事実上の本拠になっていたらしい。しかし、中世に遡る高取城の遺構は明らかではない。現在の宗泉寺がある別所郭など、土作りの部分を中世の遺構とみる見解もあるが、近世になって手が加わっている可能性は高く、中世そのままの状態を留める箇所はほとんどないと考えられる。

なお、八幡郭北側の道沿いには、「天文十五年丙午九月□日」の銘を持つ板碑が残っている。高取城が近世城郭として整備される以前のものであるが、その由来は不明である。

(2) 近世城郭とそれに関連する諸要素

曲輪 枢要部である本丸、二の丸が城郭の最上部に配置されている。三の丸には城代屋敷が置かれたとされる。三の丸より下へは、大手道に沿って二の門までの間に多数の曲輪が配置され、それぞれ家臣団の居住地が置かれた。三の丸から東に向かって井戸郭や吉野口郭、西に向かって壺坂口郭が配置されている。以上が「城内」とも呼ばれる城郭の主要部である。これに、南東側に赤土郭、南西側に八幡郭があり、北側では二の門の外に岩屋郭、横垣郭、別所郭が置かれた。これらを総称して「郭内」と呼んでいる。なお、岩屋郭、別所郭と、横垣郭の一部は指定地外となっている。

石垣 本丸、二の丸、三の丸をはじめ、吉野口郭や壺坂口郭等には多くの石垣が残存している。とくに、本丸、二の丸の石垣については高さが 10 m を超えるものもあり、規模が大きいのが特徴である。また本丸では築城前、周辺に存在していたとみられる終末期古墳の石郭の石材が石垣を築くにあたって転用されていることが知られている。

建物跡 かつて高取城には多くの櫓と門があったと伝えられている。明治 20 年代まで、一部の櫓や門が残存していたことを示す古写真等が伝わっているが、現在は全く建物が残されていない。天守跡や本丸門、新櫓跡等には礎石が残っており、一部が露呈しているほか、多くは地下遺構として遺存していると考えられる。近年、これらの遺構や移築されて現存する建物、文献等の調査研究が進められ、高取城の往時の姿が明らかになりつつある。なお、高取城関連の建物としては、子嶋寺の山門に高取城二の門が、下土佐地区の石川医院に藩邸下屋敷の表門が、下子島地区の植村家に旧家老中谷家の長屋門等が移築あるいは残存しているほか、下子島の児童公園に高取城松の門の部材の一部を使用した冠木門が建てられている。

登城道 高取城と外部を結ぶ古くからの道としては、城下町である土佐地区から黒門を通り、別所郭を経て城内へと至るかつての大手道と、壺阪寺から八幡郭を経て城内へと至る道、明日香村の栢森から岡口門を経て横垣郭を通して城内に入る道、そして吉野方面からみろく堀切を抜けて城内に入る 4 通りが知られている。これらのうち、大手道や壺阪寺から高取城に至る道は現在でも多くの登山者が利用する主要な道である。「高取城々記 大和高取城御道筋書上」(天理図書館蔵)や「高取城高下覚」(個人蔵)によると、当時は大手道（城下から二の門）で道幅三間～四間半（約 5.4 ～ 8.1 m）あり、城内でも道幅二間から三間（約 3.6 ～ 5.4 m）あり、本丸に近づくほど細くなっている。これらの文献



1. 天守台の石垣



2. 本丸南面の石垣



3. 本丸煙硝櫓部分の石垣



4. 天守台と方形井戸



5. 新櫓と太鼓櫓



6. 七ツ井戸の石垣



7. 大手門跡



8. 本丸上の門の礎石



9. 十三間多門跡



10. 壺坂口中門跡



11. 宇陀門跡



12. 千早門跡



13. 水堀

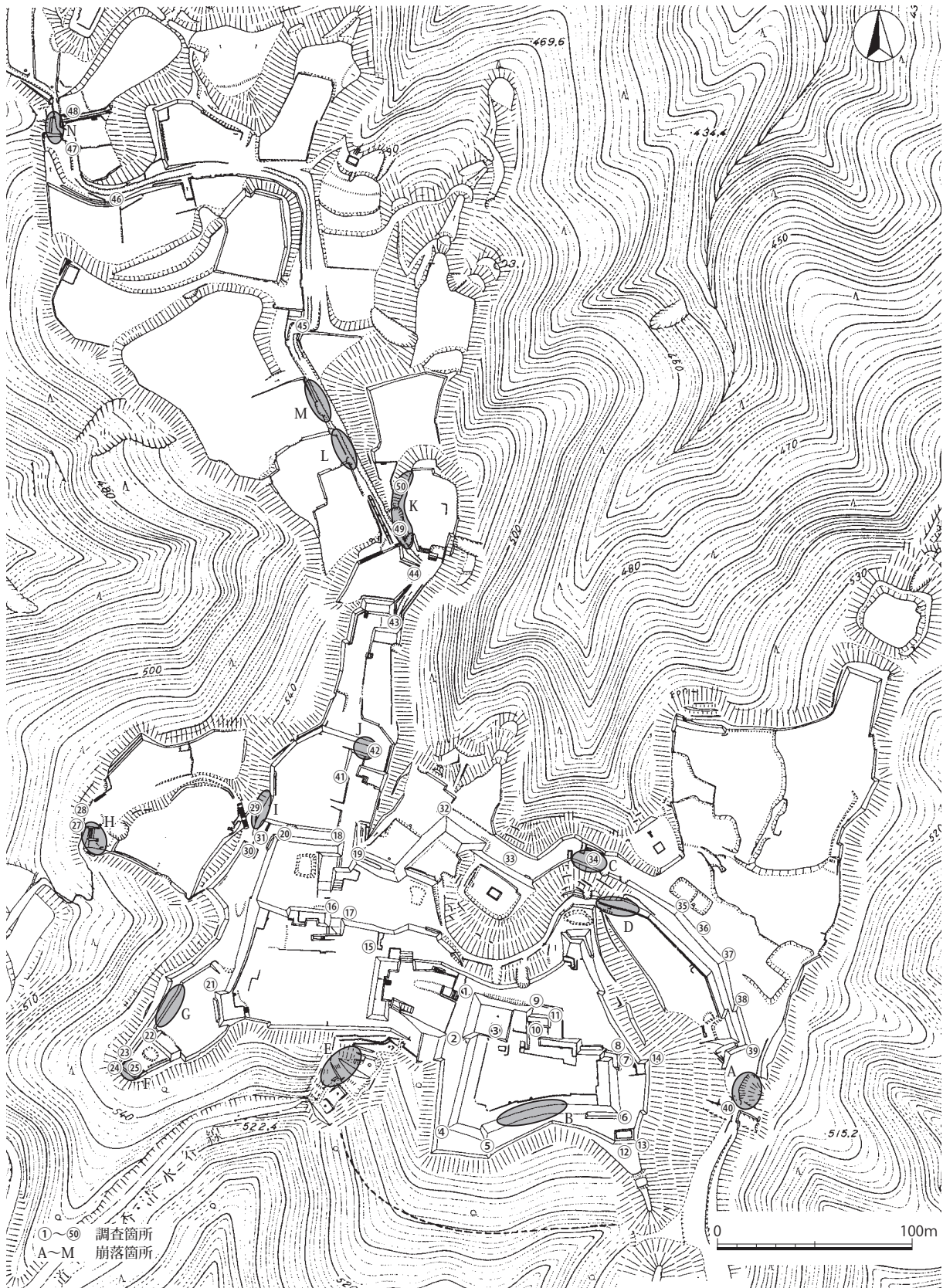


14. 大手道（橋より先が指定地）



15. 大手道（一升坂）

第11図 近世城郭の諸要素



第 12 図 平成 3・4 年石垣調査の調査地点

表7 平成3・4年度石垣調査の所見

櫓台など	箇 所	時 期	備 考
本丸部			
大天守台	1・2・3	寛永期	穴蔵は江戸後半期
小天守台	4・5	元和期	
煙硝櫓	6	寛永期	
鉛櫓	7・8	寛永期	
具足櫓	9	寛永期	
本丸門	10	寛永期	
	11	江戸後半期	
辰巳櫓	12・13	寛永期	
油蔵櫓	14	元和・寛永期	
二の丸部			
冠木門	15	江戸後半期	
十三間多聞	16	慶長期	
十三間多聞	17	文禄・慶長期	
大手門	18	寛永期	
大手門	19	保存処理（復元）	
（大手門の西端）	20	元和期	
客人櫓	21	元和期	
古川屋敷			
侍屋敷下（火薬櫓北側）	22	元和期	
火薬櫓	23	元和期	
火薬庫	24・25	江戸後半期	
壺坂口方面			
屋敷地（壺坂口櫓下方）	26	近年か	
壺坂口門	27・28	元和・寛政期	含 江戸後半期
壺坂口中門	29		孕み崩壊石積み
壺坂口中門	30・31	江戸末以降	平成5年再築部あり
吉野口方面			
半左衛門櫓	32	慶長・元和期	
暗渠（仮称井戸櫓下）	33	不明	
喰違門	34	江戸後半期	
（本丸下方）石積み	35・36・37	江戸後半期	
小姓櫓北東	38	文禄・慶長期	
小姓櫓南東	39	寛永期	
小姓櫓南方	40	文禄・慶長期	
三の丸方面			
城代屋敷	41	不明（修築あり）	
千早門	42	（天正末）・文禄期	
宇陀門	43	文禄期	
松の門	44	慶長期	
矢場門	45	慶長期	
侍屋敷（三の門近く）	46	寛永期	
二の門	47	江戸末期～近年	
二の門 水堀付近	48	江戸末期～近年か	
松の門北側	49・50		崩壊部分

には、各地点の比高差も記載されている。

水堀 二の門の傍らには水堀がある。これは防御と用水の確保を目的としたもので、近世になって発展を見た平山城の築城技術を山城である高取城に応用したものと考えられる。全国的にも希少な事例であり、こうしたことからこの水堀は日本の城郭研究上重要な遺構であると言える。

井戸跡 高取城には、多くの井戸が掘られていたと伝えられ、絵図にも描かれているが、現在では埋没して確認できないものもある。井戸には通常の丸いものの他、石垣で囲った方形の溜井戸が本丸などに4カ所確認されている。

郭内に設けられた社寺など 高取城の南西隅にあたる八幡郭に八幡神社がある。創建年代は不明だが、元は二の丸にあったものを、豊臣期の城郭改築にあたって現在の位置に移し、近世植村氏の治世を通



1. 八幡神社社殿
2. 八幡神社境内の石灯籠
3. 宗泉寺（指定地外）
4. 植村家墓所（指定地外）
5. 板碑
6. 猿石（指定地外）
7. 二の門付近の石灯籠（北）
8. 二の門付近の石灯籠（南）

第13図 郭内の社寺などと城郭遺構以外の歴史的諸要素

じて城郭鎮護の武神として崇拝されたとされる。境内の石灯籠には元禄二年（1689）の銘記がある。また、指定地外の別所郭には植村家の菩提寺であった宗泉寺がある。近世にさかのぼる建築は残っていないが、隣接して植村家の墓所がある。これらの社寺は城郭の遺構ではないが、近世植村氏の治世を通じて存続したものである。ほかに、二の門に近い大手道沿いに解体された石灯籠（常夜灯）の部材が残されている。由来は不明であるが、「八幡宮」や「世話人高取氏子中」といった銘をみることができる。

地下に埋蔵された遺構・遺物 城内の曲輪には、建物に伴う礎石の一部が露出しているが、大部分は地下に埋蔵されていると考えられる。発掘調査によって内容の判明したものはほとんどないが、史跡内で二次的な改変がほとんど及んでいないことを考慮すると、地下遺構は良好に保存されているものと思われる。また、第1・2次発掘調査の出土遺物が奈良県立橿原考古学研究所で、第3次発掘調査の出土遺物が高取町教育委員会でそれぞれ保管されている。出土遺物はすべて近世のものである。大部分は多量の瓦であり、軒丸瓦、平瓦、鬼瓦などを含む。第2次調査で出土した鬼瓦には高取藩主植村家の家紋である「一文字二割剣桔梗」を飾るものがあるほか、刻印・文字の認められる瓦も出土している。同じく第2次調査では瓦質土器鉢と備前摺鉢のそれぞれ底部の破片が出土した。

表8 史跡高取城跡とその周辺の構成要素

区分		要素	
史跡内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	自然地形	城郭が立地する地形
		近世城郭とそれに関連する要素	曲輪、石垣、建物跡（天守台、櫓台、門跡など）、登城道、水堀、井戸
			社寺（八幡神社）
			地下の遺構・遺物、発掘調査による出土品
	その他の歴史的諸要素	板碑、灯籠	
	史跡内に所在するその他の諸要素	森林（植物）	針葉樹（スギ、ヒノキ）、広葉樹、その他の植物
		城跡の本質的価値の理解を助ける要素	説明看板、遺構名表示サイン
		来訪者のための施設	案内サイン、看板、便益施設（四阿、トイレ、ベンチ）
		地域における顕彰を示す要素	石碑（高取城址）、歌碑
遺構を保護する構造物		石垣保護施設（ネットなど）	
史跡外	指定地外の要素	自然地形	城郭を取り巻く地形
		森林（植物）	立木、植林以外の植物など
		近世城郭とそれに関連する要素	曲輪（岩屋郭、別所郭）
			社寺など（宗泉寺、観音院、植村家墓地）
		その他の歴史的諸要素	猿石（町指定文化財）
		城下に残る建物と移築された建物	植村家長屋門、旧二の門（子嶋寺山門）、旧松の門（児童公園表門）
		城跡の本質的価値の理解を助ける要素	説明看板、遺構名表示サイン
		来訪者のための施設	案内サイン、看板、便益施設（トイレ）
		城跡の本質的な価値を補完する要素	

3. その他の諸要素

先に述べた史跡の本質的価値を構成する諸要素に加えて、その他の要素として史跡指定地内には、立木と各種の動植物からなる自然的な景観、各種の工作物がある。

立木は、多数のスギ、ヒノキとサクラ、カエデなどの広葉樹からなる。スギ、ヒノキの一部には幕末頃に遡るとみられる樹齢のものもあるが、大部分は戦後の植林によるものである。

工作物のうち、本丸の下段にある「高取城址」石碑は大正4年（1915）3月に建立されたもので、史跡指定前における城跡顕彰の動きを示すものである。また、平成12年（2000）に設置された歌碑は、よく知られた「巽高取雪かと思れば、雪ではござらぬ土佐の城」の歌を刻むもので、地域における顕彰を示す要素として位置づけられる。説明看板や櫓台などの遺構名を示すサインは、城跡の本質的価値の理解を助ける要素として位置づけることができる。また、道程を示す案内サイン、注意喚起を目的としたものなどを含む看板、四阿、トイレ、ベンチなど、来訪者のために設置されたものがある。さらに、傷みの進行した石垣を保護するネットなどが、史跡整備に伴って設置されている。

なお、築城に先行する時期の文化財として猿石（石造物）があり、高取町指定文化財である。所在地は二の門外側の「鉄砲矢場」とされる場所で、大手道と岡口門へ向かう道との分岐点にあたり、史跡指定地外である。飛鳥時代の作と推定されており、高取城築城に際して石垣に転用するために持ち込まれたものと言われるが、詳細は明らかではない。

表 9 近世城郭とそれに関連する諸要素

地区		曲輪等	櫓台等	門跡	建物（地下遺構）	その他
史跡指定地内	城内	本丸（上段）	天守、小天守、煙硝櫓、鉛櫓、鎧櫓、具足櫓		本丸広間	方形井戸
		本丸（下段）	石火矢櫓、未申櫓、辰巳櫓、十方櫓、太鼓櫓、新櫓	上の門、下の門、十五間多聞、搦手門、裏門、冠木門		
		二の丸	搦手櫓、客人櫓、十三門多聞、竹櫓、平櫓	十三間多聞、大手門、中井戸門	二の丸御殿	
		井戸郭・本丸北東の帯郭	小姓櫓	喰違門		中井戸
		（七ツ井戸）				七ツ井戸
		三の丸	角櫓、宇陀櫓、到着櫓	柵門、千早門、宇陀門	城代屋敷、普請小屋	
		古川屋敷	火之見櫓、多聞櫓、火薬櫓	壺坂口中門、古川屋敷門	古川屋敷	
		井戸郭	半左衛門櫓	吉野口入口門、埋門	家臣団居住推定地	井戸
		壺坂口郭	壺坂口櫓	壺坂口門	家臣団居住推定地	
		吉野口郭	鬼門櫓		家臣団居住推定地	方形井戸
史跡指定地外	城内	松の門～二の門	武器櫓、国見櫓、三の門櫓	松の門、矢場門、三の門、二の門	家臣団居住推定地	水堀、方形井戸
		八幡郭				八幡神社
		赤土郭				
		横垣郭（一部）				
		登城道（大手道ほか）				
		別所郭				宗泉寺、観音院、植村家墓地
		岩屋郭				
		横垣郭（一部）				
		（城下町）		総門跡	植村家長屋門、下屋敷跡	



1. 子島寺に移築された二の門



2. 移築された下屋敷表門



3. 一部の部材で再現された松の門



4. 田塩邸

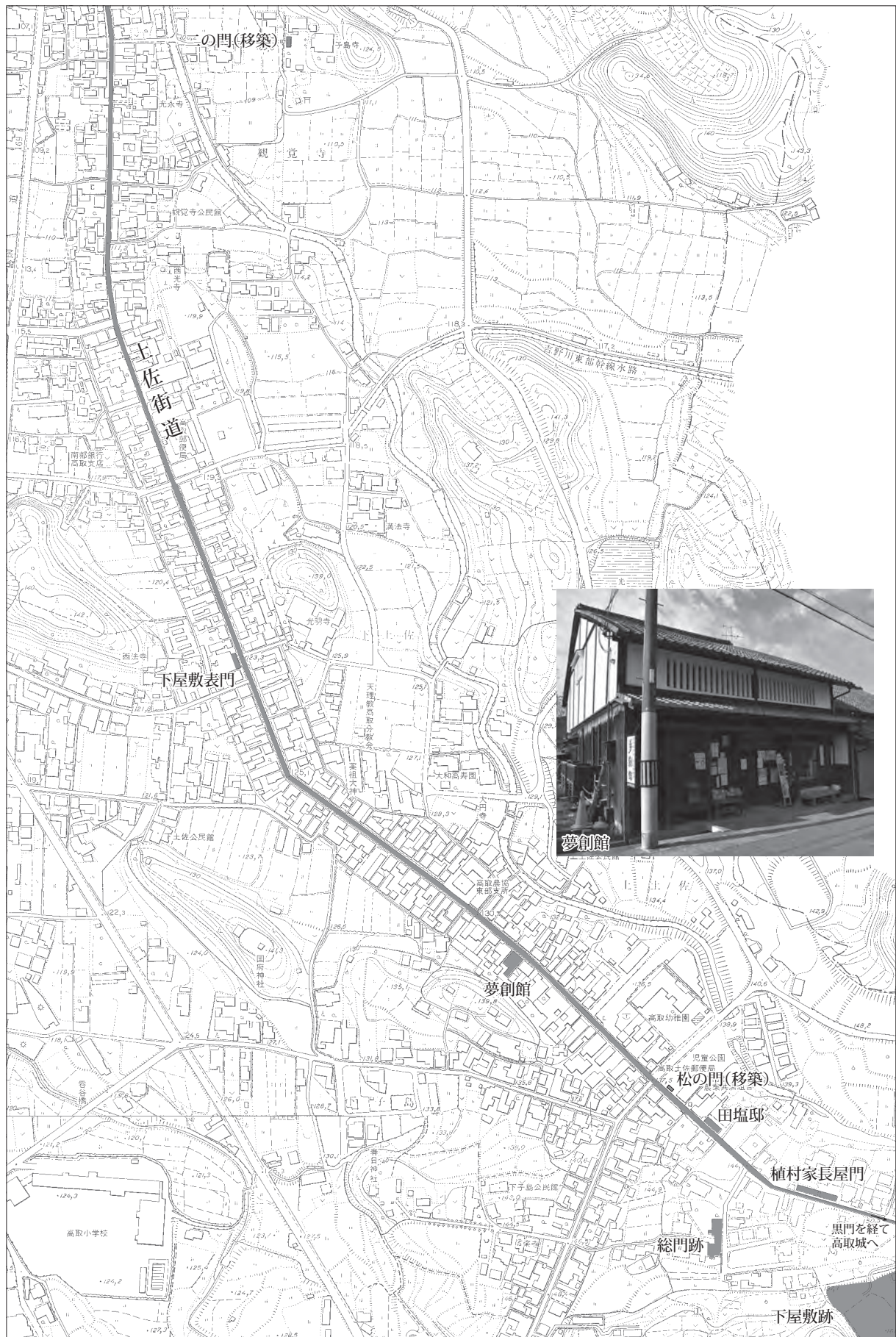


5. 植村家長屋門



6. 総門跡近くの土堀

第 14 図 城下町に残る遺構



第 15 図 城下町と遺構の位置

第4章 史跡の現状と課題

1. 史跡の保存・管理に関わる現状と課題

(1) 史跡範囲と所有関係の現状と課題

現状 史跡高取城跡は、指定地が約 9.5ha と広大な面積を有する。山地に立地し、大部分が森林ということもあって、史跡指定地の境界ははっきりしない。平成 18 年の『保存管理計画』に史跡範囲として図示されているのは、『奈良県遺跡地図』から転記されたもので、史跡範囲の実態を示していないことがわかっている。

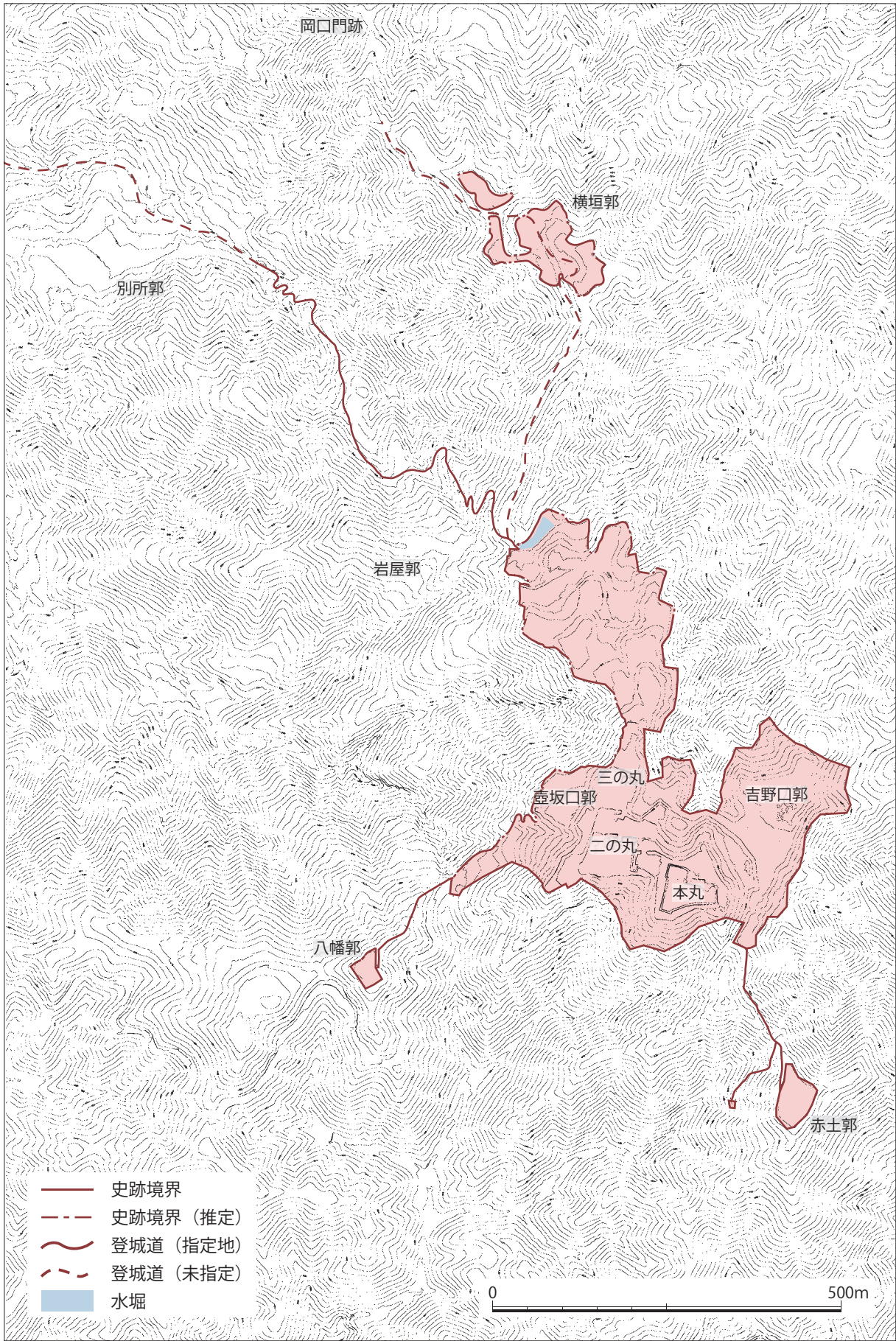
本丸・二の丸をはじめとした城郭としての主要部分（元の大字高取字高取 85 番）は林野庁奈良森林管理事務所が管理する国有林となっており、その範囲は基本図が作成されているという点で明確である。指定時の地籍調書によれば、八幡神社が所在する「大字高取字壺坂口ノ外 83 番」の地目が境内地で八幡神社の所有、指定地の南東部に所在する「大字高取字吉野口ノ外 119 番」の地目が「神地」で官有地とあり、現在の登記でもこのことが確認できる。後者については、明治 32 年に描かれた「大和国高市郡高取城之図」（奈良県立図書情報館蔵）に「竜池社」の記述がみえる場所に相当する。また、登城道のうち大手道は高取町道上土佐高取線の一部で、高取町の指定同意書には平均幅員 2.0 m とある。これら以外は民有地であり、それぞれの境界については、曲輪に合致する部分があると推定されるものの、個別には明確でない。

課題 史跡の保存・管理上の課題としては、指定地の範囲を明確にすること、とくに民有地それぞれの境界を明らかにすることがあげられる。なお、本計画策定のなかで、指定時の地籍調書、地籍図等の記載を元にした史跡範囲図を暫定的に作成しておき、将来の検討に備えることにする（第 16 図）。

本図は、次のような考え方で作成した。

- ① 林野庁が作成している国有林の基本図から、国有地と民有地の境界で史跡の境界に合致すると考えられる境界線を採用する。
- ② 指定時の地籍図と現地形や縄張り図との照合から、形状が一致あるいは近似する境界線を採用する。
- ③ 大手道については官報の記載の通りとする。
- ④ 壺坂口から八幡郭、吉野口門から赤土郭にそれぞれ至る登城道については、文化庁に保管されている指定当時の地籍図で他の指定地と同様に着色されていることが確認でき、官報にある「右の地域に介在する道路敷」に該当するものと判断される。このことは、それぞれの登城道沿いに史跡標柱が設置されていることとも符合する。

以上の作業によっても、不明確な部分は残される。横垣郭については地籍図と縄張り図等との照合が難しく、地籍図上で登城道の両側に指定地が存在することを考慮した線引きとしたが、現地には史跡境界を示す標柱は認められない。また、二の門から横垣郭に至る登城道は地籍図に示されず、現地にも史跡標柱がみられないことから指定地に含まれないと判断される。さらに八幡郭についても、森林基本図によれば八幡神社が占めている平坦地だけが指定地（83 番）とみられ、地籍図からは北東から境内に至る参道が指定地と読み取れる。作成した図はこの理解によっている。しかし、現地では史跡標柱が神社北側の斜面を通る道に沿って設置されており、神社境内の北、東、西の斜面も指定地の可能性がある。なお、上述した町の指定同意書には「二ノ門より本丸に至る町道」と「壺坂口より



第 16 図 史跡高取城跡指定範囲図



1. 本丸下段北面



2. 喰違門跡



3. 三の門近く

第 17 図 危険度 4 とされた石垣

城門に至る町道」についても同意するとあるが、後者の「城門」がどこを指すのか判然としない。

（２）史跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題

現状 史跡指定地は、廃城以来大きな改変を受けることがなく、廃城後に建物が取り壊されて以降の景観を良くとどめているのが特徴である。

城郭として主たる構成要素である石垣には劣化が進んでいる箇所が多い。平成 16 年にまとめられた高取町教育委員会による石垣調査では、調査された 847 カ所のうち、48 カ所が危険度 3（崩壊寸前）、131 カ所が危険度 4（一部またはほとんどが崩壊）とされた。一方で、石垣の復旧・修理を含む史跡整備は、大きく分けて昭和 47・48 年度（第 1 期）、平成元～5 年度（第 2 期）、平成 10～12 年度（第 3 期）、平成 18～22 年度（第 4 期）の 4 回実施されたほか、台風被害などの復旧事業がおこなわれた。しかし、これらの復旧・修理はいずれも局所的であり、城跡全体の劣化を食い止めるには至っていない。

上述のような石垣の劣化は、来訪者の多くが利用する登城道にも影響しており、落石のみられる箇所もあって、安全面が懸念される。登城道については、雨水による浸食が随所で認められるほか、とくに横垣郭、八幡郭においては草木の繁茂や倒竹木の影響が顕著である。また、吉野口付近の登城道は崖に接して狭小なため、歩行には注意を要する。

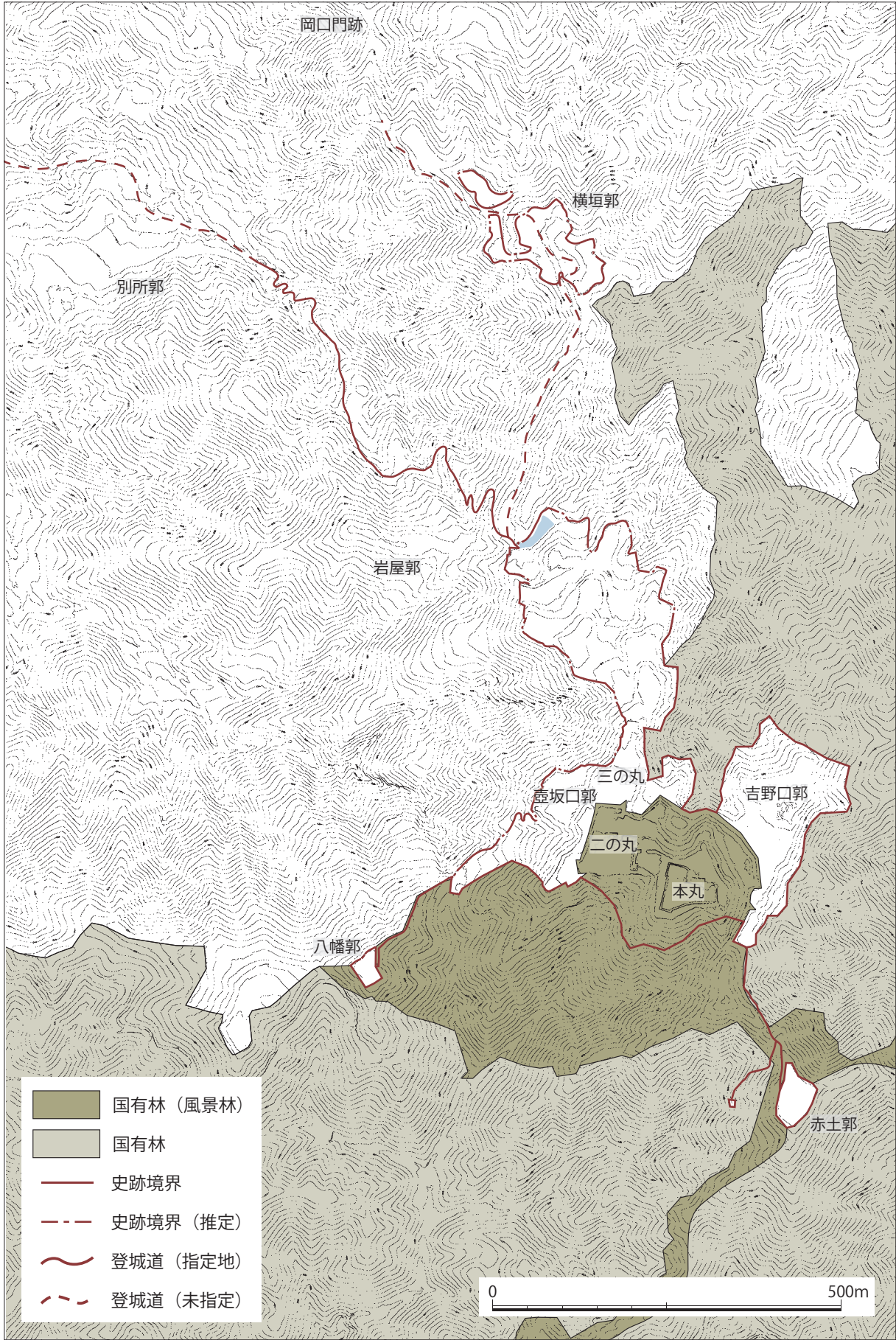
八幡神社の社殿は指定地内に遺存する唯一の近世以来の建築物とみられるが、大正元年 9 月の暴風によって損傷したままとなっている。

なお、日常的な維持管理については、高取町による見回りの他、地元ボランティアによる草刈りなどが実施されている。

課題 史跡の本質的価値を構成する石垣の劣化、破損が進行していることは、史跡の保存・管理における大きな課題である。また、登城道は多くの来訪者が利用する道であることから、安全面からも改善が望まれる。これらについて適切に現状を把握し、一定の優先順位を設定した上で、修復・復旧を含む保護の措置をとることが必要である。

（３）森林としての現状と課題

現状 史跡が全体として森林であることも史跡高取城跡の特徴のひとつである。石垣の直上や裾に近接した樹木が多く、城郭遺構への影響が懸念される。また、成長しすぎた樹木も多く、主要な曲輪からの眺望の妨げとなっているほか、倒木で立ち入りが困難な箇所もあるなど、史跡への理解を妨げる要因ともなっている。『保存管理計画』で指摘されている事項を要約して記しておく。



第18図 史跡高取城跡指定地と国有林の関係

- ・本丸や二の丸といった主要な曲輪から北側及び東側、西側への眺望が樹木によって遮られている。
- ・吉野口郭、壺坂口郭等の曲輪群では、樹木が繁茂して立入りが困難な場所がある。
- ・史跡の縁辺にあたる斜面部などの多くは、スギ、ヒノキ等の植林地やモウソウチク林であり、緑豊かな森林景観を呈しているが、台風等による倒木も認められる。
- ・景観の障害となる樹木が伐採された国見櫓跡からは、奈良盆地を一望することができる。

近年では平成 29 年（2017）9 月の豪雨被害により指定地内の各所で倒木被害があり、登城道の通行が困難な状態になった。今後も台風などにより同様の被害が起こることが懸念される。

史跡指定地のうち、本丸や二の丸を含む中心部分は林野庁が国有林として管理しており、指定地の東、南に接する区域も多くが国有林である。とくに、指定地と重複する部分は昭和 51 年（1976）2 月に「高取山風景林」に指定されている。風景林とは、「名所、旧跡等と一体となって景勝地を形成している森林」で、森林景観と歴史的景観をあわせて体感できることが特徴とされている。林野庁が風景林として管理・運営する区域については、当該地域の特徴的な自然景観の維持・造成に必要な施策がおこなわれている。同区域では、地元の関係機関・団体で構成する高取山風景林管理運営協議会（以下、「協議会」）と奈良森林管理事務所との協議に基づき、眺望の妨げとなる立木の伐採がおこなわれている。ただし、伐採することによる石垣への影響を懸念して強剪定に留めざるを得ない立木も多い。また、伐採された樹木の搬出も困難であり、多くを指定地内に存置せざるを得ないというのが実情である。

課題 来訪者が自然に触れることのできる場としての環境を維持することは必要であり、史跡の価値の保存、眺望の確保とのバランスに配慮した計画的な樹木の維持、管理が求められる。立木は個別にあり様が異なり、遺構への影響もさまざまである。樹木の生態に詳しい専門家の意見を取り入れながら、伐採の要否を含めた検討を進める必要がある。

また、風景林区域内については協議会の運営により、地元の意見も反映した維持管理が期待されるが、民有地については所有者の意向にも配慮した樹木管理が必要である。

（４）史跡内の施設・工作物の現状と課題

現状 史跡指定地内には各種の工作物が設置されている。史跡の概要を示す案内看板、道標を含む案内サイン、注意喚起の看板類、消防などの公的性格のある看板類のほか、二の丸に設置された四阿、登城道沿いなど 7 カ所（うち 1 カ所は指定地外）に設置されたベンチ、八幡神社口に設置された仮設トイレがある。なお、仮設トイレは七ツ井戸近く（指定地外）にも設置されている。また、壺坂口から城外に延びる登城道の急斜な箇所には木製階段が設置されているほか、部分的にコンクリート製の階段と金属製の手すりが設置されている。

これらのうち、看板類については設置者あるいは管理者が不明確なものがあつたが、高取町による確認作業が進められた。不要なもの、不適切なものについては撤去することを前提とした精査がおこなわれている。設置者は林野庁、奈良県（奈良県教育委員会）、高取町、高取町観光協会などの団体、消防署など複数の機関・団体である。計画的に設置されたものではなく、意匠も不統一である。

なお、風景林区域内に設置されているもののうち、存置が適当と判断された工作物については、協議会と林野庁奈良森林管理事務所が管理する、あるいは高取町が管理するものとして取り扱うという整理がなされている。

城内の 4 基の井戸（七ツ井戸、井戸郭、吉野口郭）に安全柵が設置されているが、八幡口の井戸はロープで囲っただけの仮設的なものである。壺坂口に至る登城道に安全柵が設置されているが、ほかには

安全柵が未設置である。本丸や二の丸だけでなく、眺望確保のために伐採がおこなわれた国見櫓など、石垣の上に立つことができる曲輪も少なくないが、石垣が相当な高さであることを考えると、安全面で少なからず懸念がある。

課題 二の丸に設置された四阿は老朽化が指摘され、案内看板にも老朽化の著しいものがある。トイレについては、史跡の主要部から遠い位置に設けられていること、仮設であることから利用を敬遠される実情があり、利便性の観点で課題が多い。いずれも史跡への影響に配慮しながら、適切な設置場所、設置方法、管理のあり方を検討する必要がある。

案内サイン、看板については、既存のものの必要性を検討の上、適切な配置計画に基づいて設置する必要がある。設置者、管理者を明らかにするとともに、適切な管理が必要である。安全面では、利用者の多い曲輪には安全柵の設置を検討する必要がある。

以上に加えて、管理上の観点からも小規模な駐車場の設置を検討する必要がある。

2. 史跡の活用に関する現状と課題

現状 高取城跡は大部分が森林であり、現状では見学にあたっての制限はないため、自由に見学が可能である。近年の城郭への関心の高まりもあって、山城の遺構を見学することを目的とした一定数の来訪者がある。また林野庁は、広く一般の利用者が森林に親しむ場として、高取山風景林を「レクリエーションの森 日本美しの森 お薦め国有林」に選定している。その立地から軽度の登山となるものの、観光客やハイキングを楽しむ人が訪れる場所となっている。

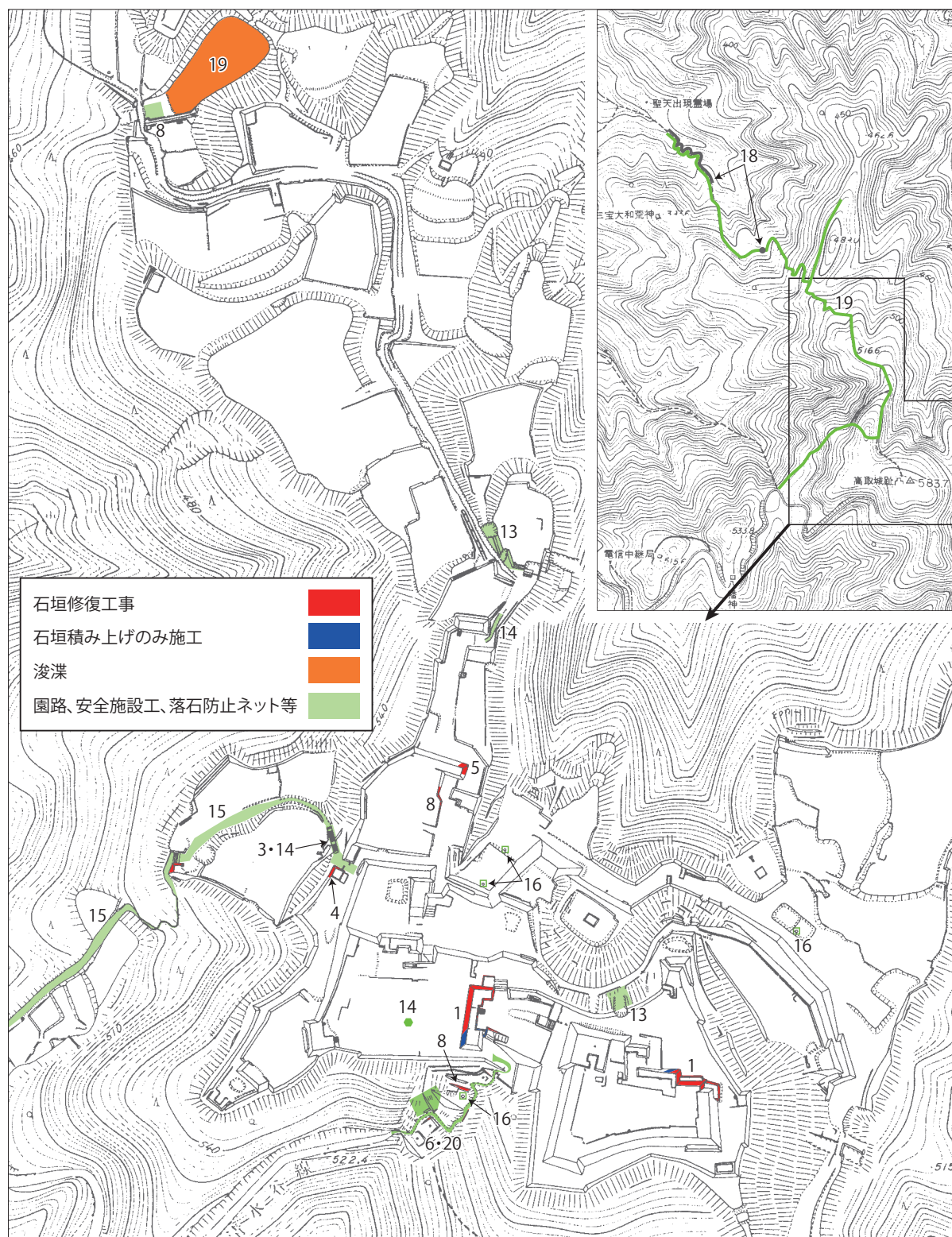
学校教育の場においては、高取町内の中学1年生が総合学習の一環として、毎年城跡に徒歩で登っている。また、高取国際高校でもカリキュラムの一環として生徒が毎年高取城跡へ登り、地域の文化遺産を知る学習を深めている。なお、この学習が発展し、高取町と同校が国際交流や教育、文化の発展、地域づくりなど多様な分野で協力する相互連携に関する協定の締結に至っている。

高取町では、平成11年（1999）11月22～23日に第6回全国山城サミットが開催され、平成28年度からは毎年、同サミットに参加してきている。毎年11月23日には、城下町一帯で「たかとり城まつり」を開催している。これは、城下町にある児童公園を主会場とし、土佐街道を使った時代行列（武者行列）を中心とするものである。また、平成30年（2018）・令和元年（2019）には「高取城チャンバラ合戦」を「たかとり城まつり」のプレイベントとして開催した。他に、高取城跡を活用したイベントとして、平成21年（2009）からは「高取城戦国ヒルクライム」を毎年8月に開催している。城下町の土佐町付近から高取城跡に至る舗装路を利用した自転車登坂競技である。

なお、これまでに、高取城跡を主題として開催した講演会には、次のようなものがある。

平成16年（2004）11月22日	植村家忠「植村家と高取城のこと」 （日本三大山城サミット in たかとり記念講演）
平成24年（2012）11月24日	多賀左門「山城高取城の魅力」 （高取城100名城記念講演会）
平成27年（2015）11月27日	西藤清秀「航空レーザー計測による高取城の姿」 （第27回高取城まつり記念講演会）
平成30年（2018）12月8日	千田嘉博「日本最強の城、高取城を語る」 （高取城まつり30周年記念講演）

高取城跡に関わる活動をおこなう団体には、高取町観光協会、高取町観光ボランティアガイドの会、



第19図 史跡高取城跡における整備事業（番号は表10と対応する）

高取むげん塾がある。観光協会は地域の活性化を図ること等を目的としており、毎年開催する「たかとり城まつり」の運営の中心となっている。観光ボランティアガイドの会では、高取城跡を含む町内各地の観光ガイドを通じて、町内外に史跡等の文化財を紹介する活動をおこなう。むげん塾はドローンによる空撮映像をWEB公開するなどの活動に特徴がある。なお、高取城跡を紹介するウェブサイトが、各団体により運営されている。

これらの他、平成 17～19 年（2005～2007）に奈良産業大学（現奈良学園大学）が高取町・町観光協会・町観光ボランティアガイドの会などとタイアップしておこなった「高取城再現 CG プロジェクト」は、高取城を再評価する機運を盛り上げた。現在でも再現動画は WEB 上で閲覧でき、往事の高取城を目の当たりにすることができる貴重なコンテンツである。

城下町地区では、高取町観光案内所夢創館が、「高取城 CG 再現映像」を上映するなど、史跡へのエントランスとしての役割を担っているが、高取城の本質的価値に関わる体系的な解説をおこなうガイダンス施設は未整備である。また、発掘調査による出土遺物についても常設的な展示等による公開はされていない。

課題 登城道や石垣の劣化および崩壊により危険な箇所があることや、下草の繁茂や倒木によって立ち入りが困難な箇所があることは、史跡を十分に公開する上での妨げとなっている。また、上述したようにハード面、ソフト面ともに来訪者へのガイダンス機能は十分ではない。

史跡内に安全設備が未整備であることや、隣接地を含めてトイレや駐車場が十分に整備されていないことは、城跡の活用を制約する要因となっている。上述のイベントの中に、史跡地内でおこなわれているものはない。イベント開催にあたって本丸や二の丸での開催が検討されたことはあるが、結果的に安全面や利便性の観点から城下での開催となっている。また、学校教育において遠足などでの利用が進まないのも同様の理由である。歴史体験の場としてだけでなく、自然観察の場としての活用も促進し、史跡の価値と魅力を発信していくことも継続的に取り組むべき課題と言えるだろう。

3. 史跡の整備に関する現状と課題

現状 石垣の復旧・修理を含む史跡整備は、大きく分けてこれまでに 4 回が実施されたが、復旧・修理はいずれも局所的であり、城跡全体の劣化を食い止めるには至っていない。また、遺構を顕在化するなどして来訪者に史跡の価値を伝えるための整備はほとんどおこなわれておらず、説明看板等を設置するに留まっている。

課題 石垣の復旧、登城道の修復をはじめとした史跡の保存に関わる整備は、来訪者の安全確保とも関わって緊急の課題である。将来的には地下遺構の顕在化や遺構表示により、史跡の価値を来訪者に伝えるための環境整備の実施を検討する必要がある。そのためには、計画的な発掘調査や、文献史料の調査に基づいた城跡の内容の理解を促進することも必要である。また、来訪者の利便性の観点から、便益施設の効果的な配置についての検討、計画的な整備が望まれる。

なお、過去の整備のうち、昭和 47 年（1972）に石垣が修理された新櫓、平成元・2 年に修理された大手門付近の石垣などについては、現代的な手法で石積みがおこなわれていて時代性を損なっているという指摘がある。今後の石垣整備において留意すべき課題である。

あわせて、史跡指定地へのアクセス経路についても、自動車利用と徒歩の双方について利便性の向上が課題である。また、史跡についての理解を深めるため、あるいは調査研究の拠点としてのガイダンス施設の設置について検討を要する。

4. 運営・体制に関する現状と課題

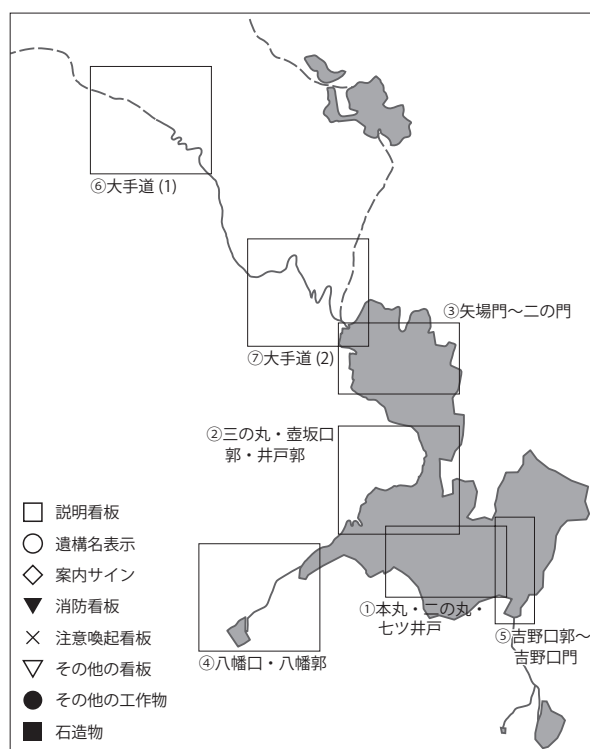
現状 奈良県が管理団体として、地元自治体である高取町との連携のもとに史跡の管理にあたっている。史跡内の巡視や清掃、草刈りなどの日常的な管理については高取町がおこなっており、地元住民

表 10 史跡高取城跡における整備事業一覧

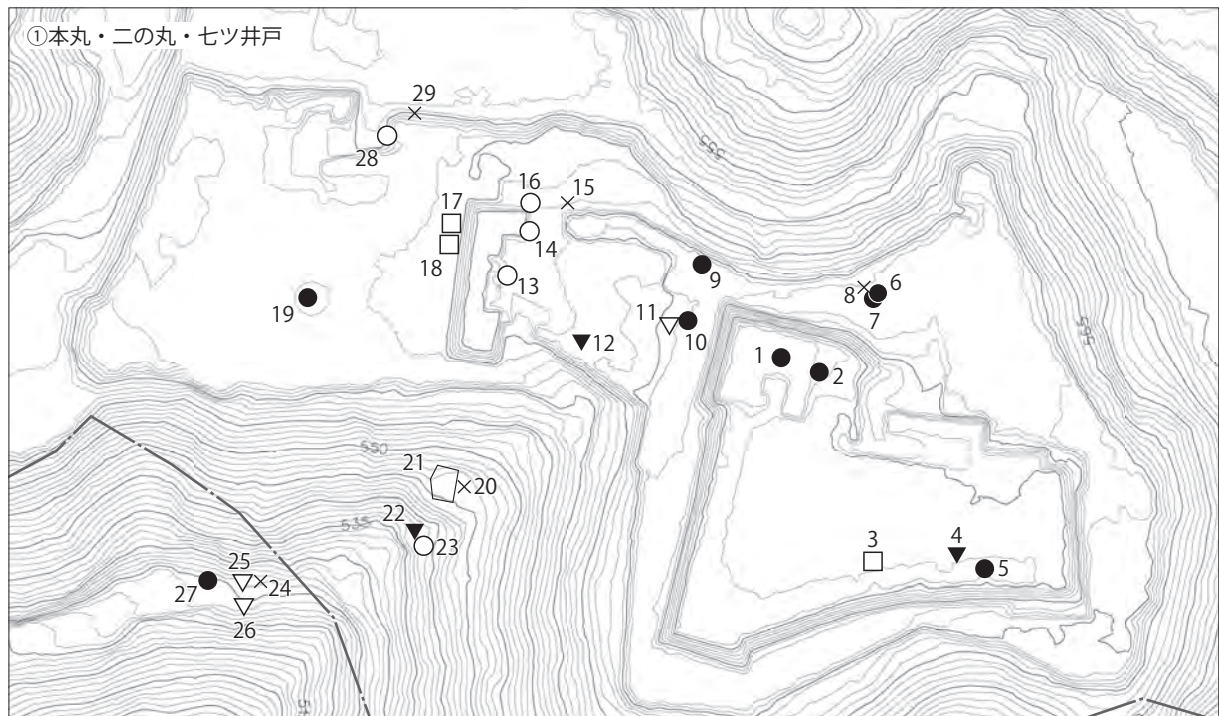
	年 度	実施主体	整 備
1	昭和 47・48 年度	県	二の丸新櫓石垣および本丸の石垣解体修理工事
2	平成元年度	県	大手門跡付近の石垣修復工事
3	平成 2 年度	県	大手門跡付近の石垣修復工事、壺坂口門跡付近に木製階段を設置
4	平成 4 年度	県	壺坂口門跡付近の石垣修復工事
5	平成 5 年度	県	二の丸石垣の一部修復工事
6	平成 7 年度	県	大雨による七ツ井戸付近の園路・石垣被害復旧工事
7	平成 10 年度	県	壺坂口門跡から二の丸に至る登城路と二の丸の北半分の倒木処理、二の丸石垣の一部修復工事（台風 7 号の強風による災害復旧事業）
8	平成 11 年度	県	二の門から二の丸までの倒木処理、城代屋敷跡東面石垣修復工事、七ツ井戸付近及び壺坂口門跡の石垣解体工事、松の門跡周辺の土留工
9	平成 12 年度	県	壺坂口門跡周辺の石垣積み直し工事
10	平成 14 年度	町教委	二の門から三の丸までの倒木処理を実施と国見櫓周辺の倒木処理を実施
11	平成 15 年度	町教委	本丸・二の丸周辺および二の門から明日香村栢森までの倒木処理
12	平成 16 年度	町教委	古川屋敷と壺坂口郭周辺と宗泉寺下から二の門までの倒木処理
13	平成 18 年度	県	環境整備事業（本丸及び矢場門虎口石垣養生、柵門～吉野口入口門跡散策道整備）
14	平成 19 年度	県	環境整備事業（松の門北石垣の安全対策工、壺坂口中門付近の木製階段を更新、二の丸四阿を更新）
15	平成 20 年度	県	環境整備事業（八幡口石垣の養生、八幡口～壺坂口散策道の丸太階段補強及び追加）
16	平成 21 年度	県	環境整備事業（壺坂口門石垣の養生、壺坂口門付近の橋梁整備、井戸跡 4 ヲ所の転落防止策設置、うち 3 ヲ所に注意喚起看板設置）
17	平成 22 年度	県	環境整備事業（道標設置 10 基）
18	平成 24 年度	町	大手道の木橋の掛け替え、階段改修
19	平成 30 年度	県	登城路の倒木処理、園路復旧工事（平成 29 年 9 月豪雨に伴う災害復旧）
20		国（林野庁）	七ツ井戸付近の登城路整備

からなるボランティア団体の協力を受けている。
また、高取城に関する情報発信も高取町及び関係団体によるものが主体である。林野庁が管理する風景林の管理・運営については、高取町の関係課、関係団体を構成員とする「高取山風景林管理運営協議会」が平成 29 年（2017）に設立され、県の関係課もオブザーバーとして参加する形となっている。

課題 関係機関、団体間の役割分担は明確ではない。奈良県は管理団体であるものの、主体的に史跡の管理・運営に関与できているとは言い難い。県と町及び林野庁と関係団体の連携のもとに管理運営にあたる体制を整えることが必要である。



第 20 図 指定地および隣接地の工作物（第 21 ～ 29 図）凡例



1. 三等三角点



2. 木製階段



3. 説明板



4. 高市消防署 F



5. 石碑



6・7. チェーンソーアート



8. 注意喚起看板



9. 歌碑



10. 高取城址石碑

第21図 指定地および隣接地の工作物(1)



11. 「御神木」看板



13. 新櫓跡



14. 太鼓櫓跡



15. 注意喚起看板



16. 十五間多門跡



17. 日本三大山城説明板



18. 「高取城沿革」説明板



19. 四阿



20. 注意喚起看板 21. 安全柵



22. 消防目標位置 23. セツ井戸



25. 注意喚起看板 (指定地外)



25. 高取山風景林看板 (指定地外)



26. 高取山国有林看板 (指定地外)

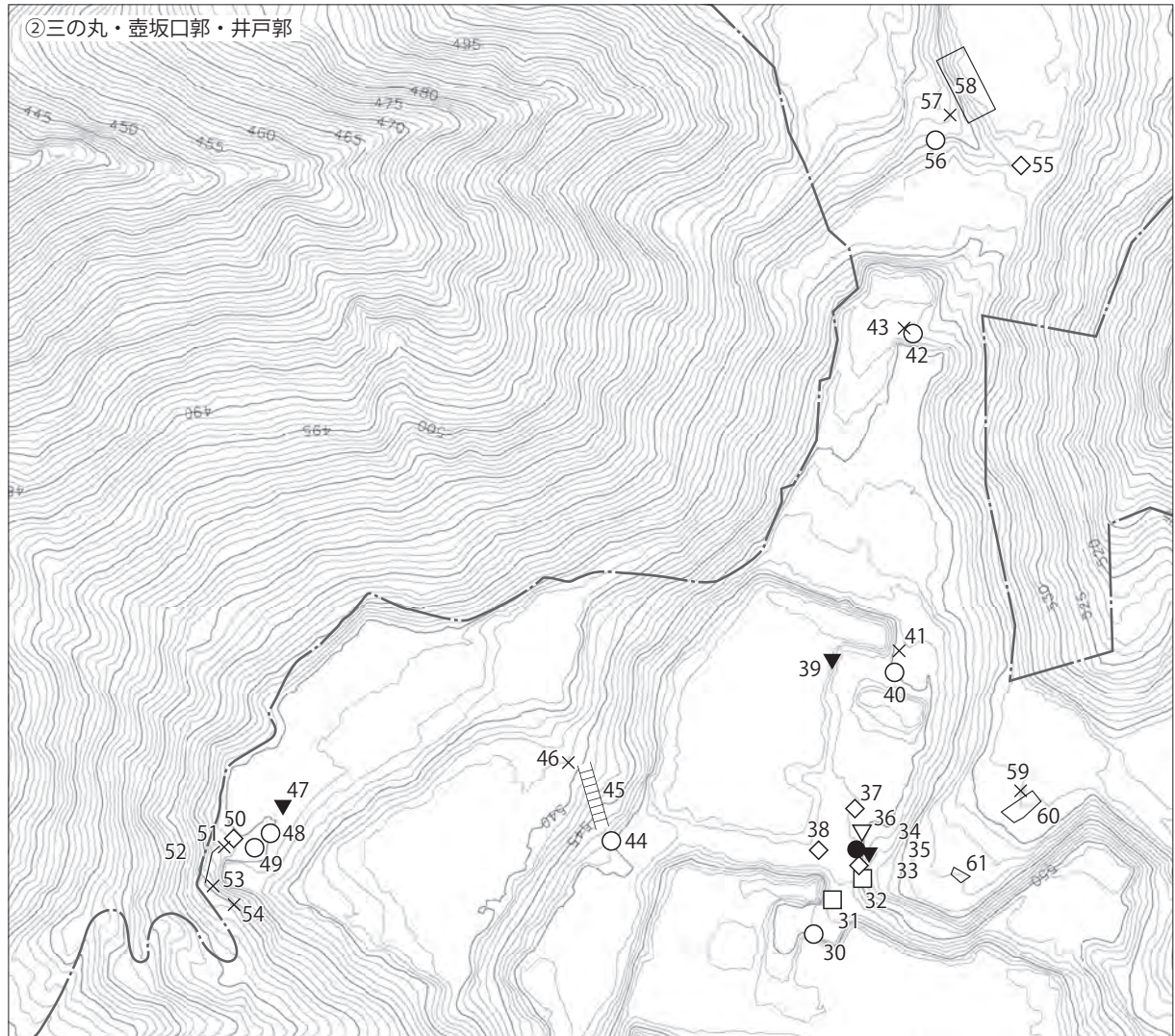


27. 仮設トイレ (指定地外)



28. 十三間多門跡

第 22 図 指定地内および隣接地の工作物 (2)



29. 注意喚起看板



30. 大手門跡



31. 大手道登城案内図



33. 案内サイン 32. 説明板



34. ベンチ 35. 消防目標位置



36. ハイキングコース看板

第23図 指定地および隣接地の工作物（3）



37. 案内サイン



38. 案内サイン



39. 高市消防署 D



40. 千早門跡



42. 宇陀門跡



44. 壺阪口中門跡



45. 木製階段



48. 壺阪口門跡



49. 木製看板 (壺阪口門跡)



51 注意喚起看板 50. 案内サイン



52. 安全柵とコンクリート階段



55. 案内サイン



56. 松ノ門跡

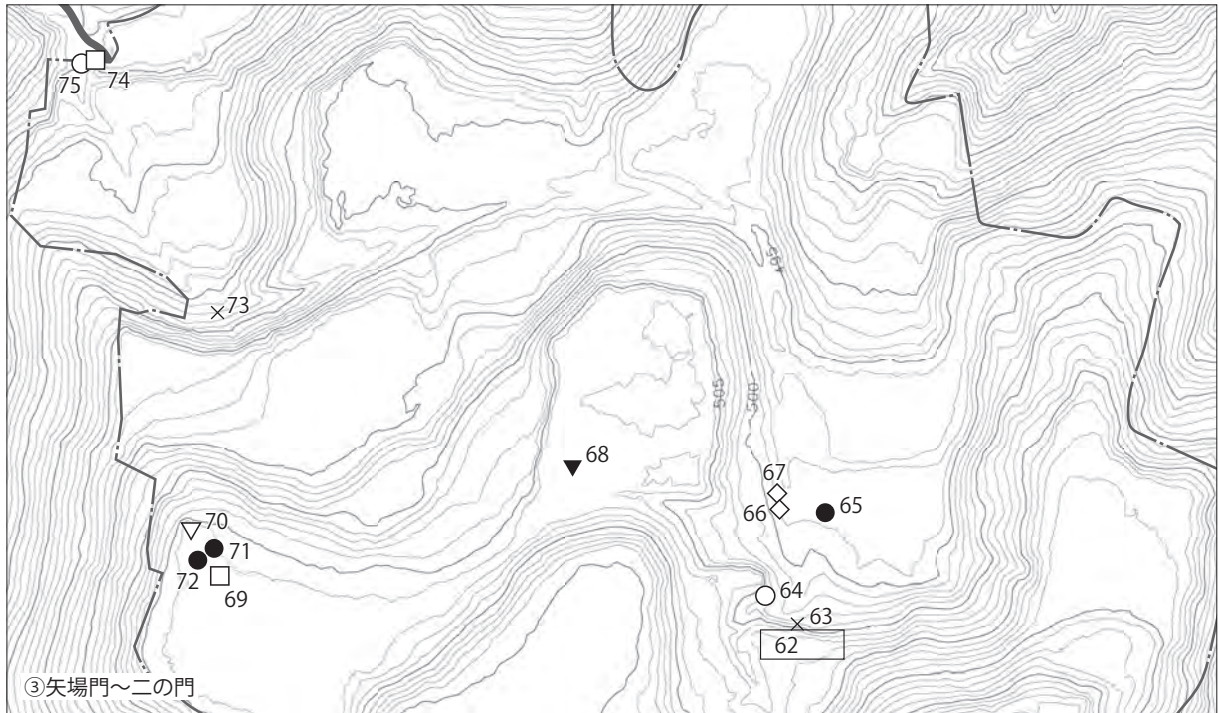


57. 注意喚起看板 58. 石垣保護施設



59. 注意喚起看板 60. 安全柵

第 24 図 指定地および隣接地の工作物 (4)



64. 石垣保護施設 63. 注意喚起看板



64. 矢場門跡



66. 案内サイン



67. 案内サイン



68. 高市消防署 I



69. 大手道登城案内図 (国見櫓)



71・72. ベンチ

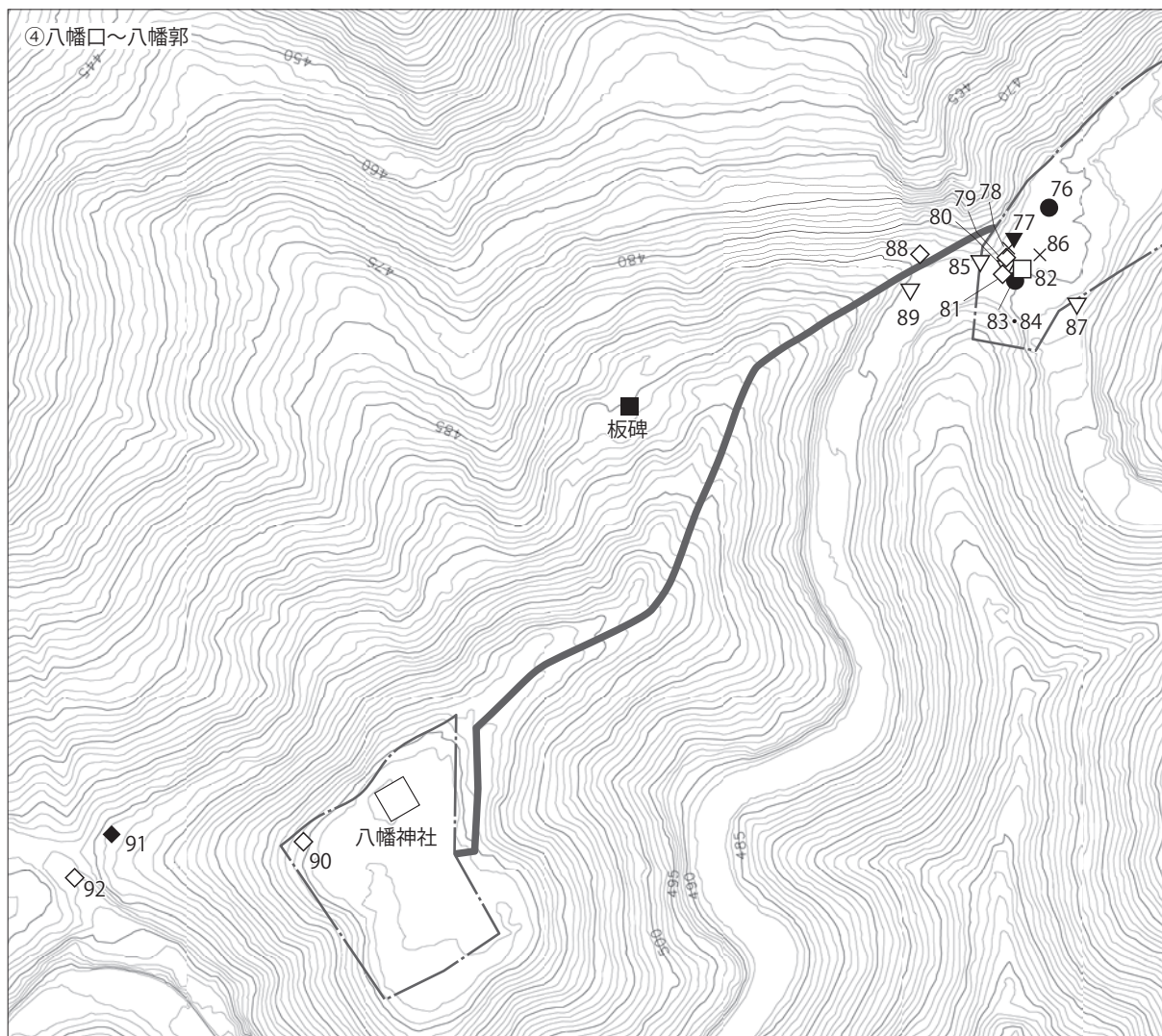


74. 大手道登城案内図 (二の門)



75. 二の門跡

第25図 指定地および隣接地の工作物 (5)



76. 仮設トイレ



78. 注意喚起看板 79. 案内サイン



80. 看板 81. 案内サイン



82. 説明看板 83・84. ベンチ



85. 看板



86. 注意喚起看板

第 26 図 指定地および隣接地の工作物（6）



87. 看板【国有林】；指定地外



88. 案内サイン



89. 看板（宝くじ協会；指定地外）



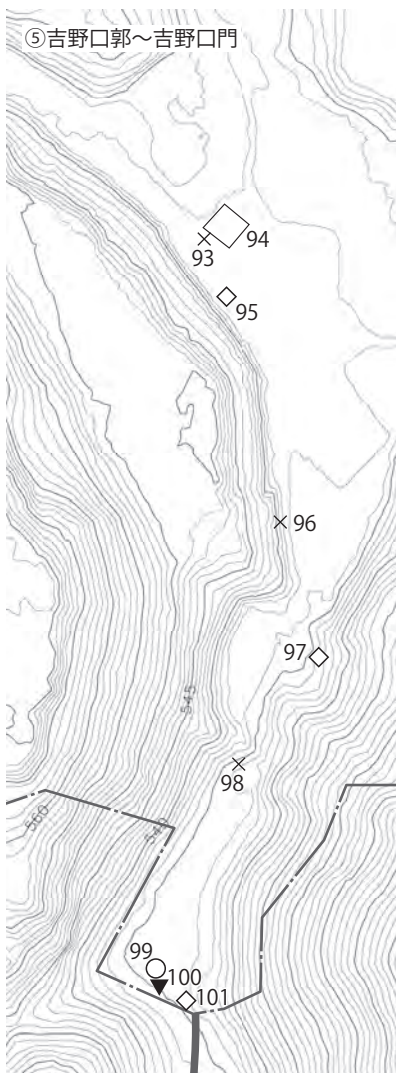
90. 案内サイン



91. 史跡名標柱



92. 案内サイン（指定地外）



93. 注意喚起看板 94. 安全柵



95. 案内サイン



96. 注意喚起看板



97. 案内サイン

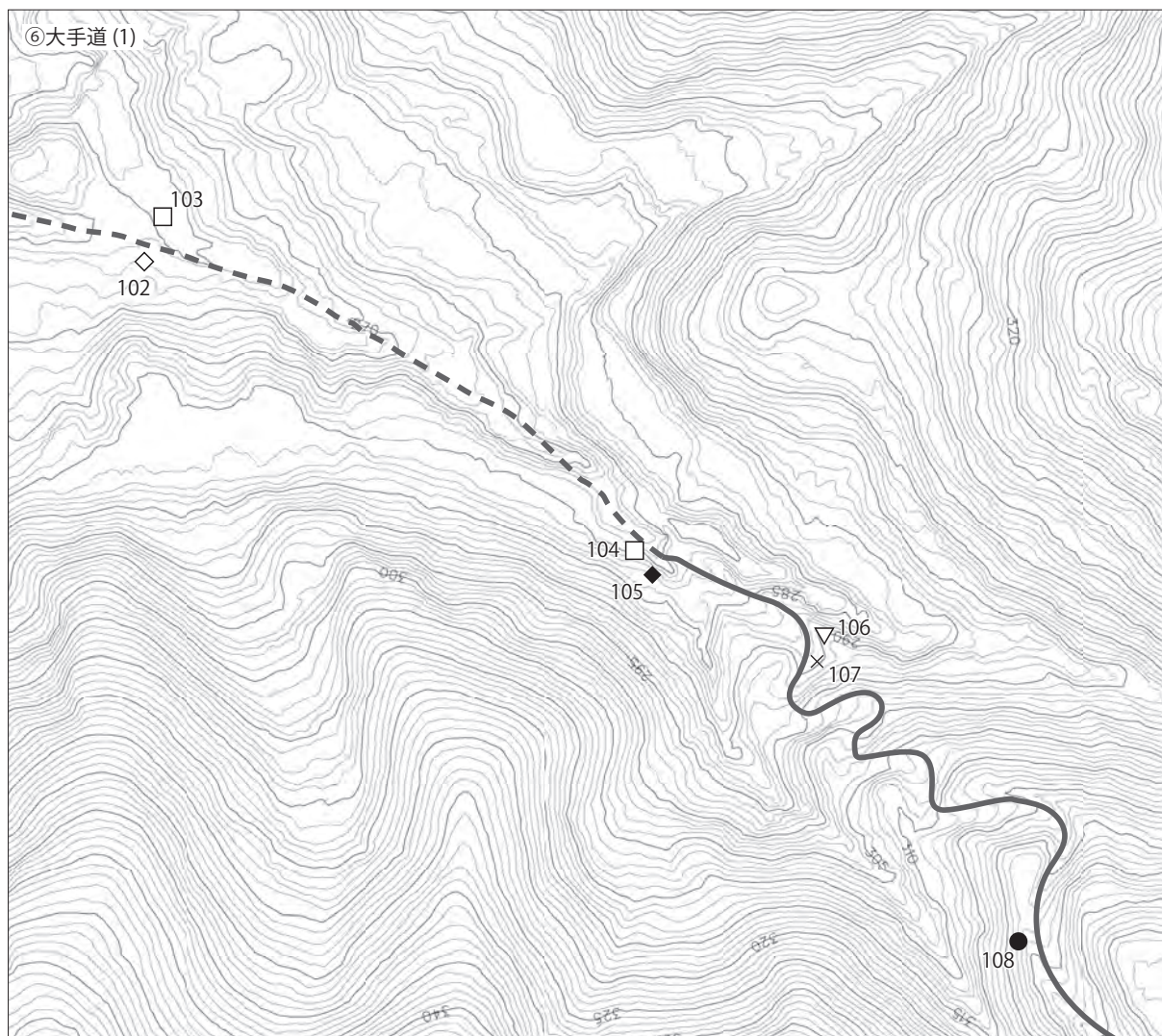


100. 消防目標位置 99. 吉野口門跡



101. 案内サイン

第27図 指定地内および隣接地の工作物（7）



102. 案内サイン (指定地外)



104. 大手道登城案内図



105. 史跡名標柱



106. 七曲り

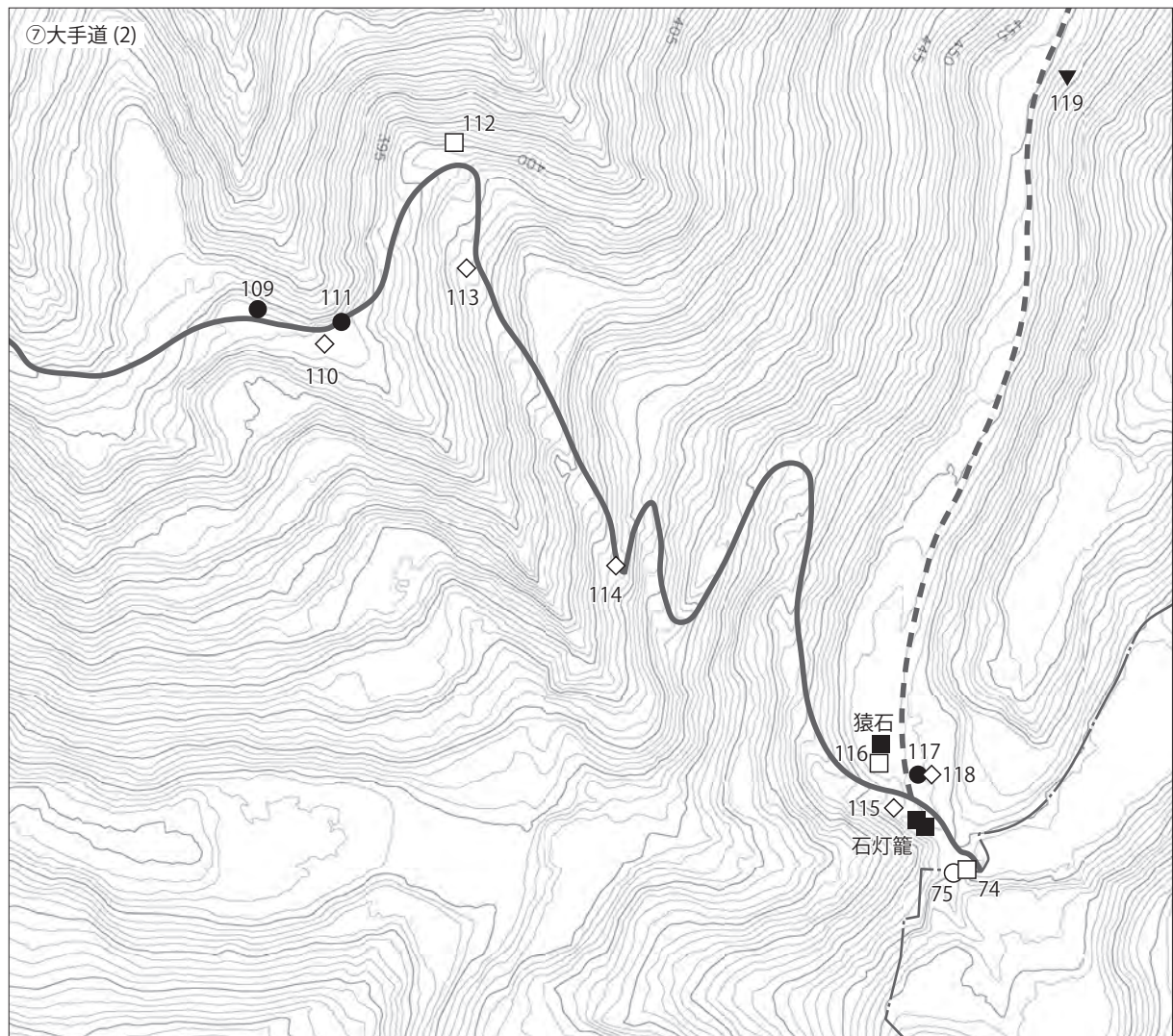


107. 注意喚起看板



108. ベンチ

第 28 図 指定地および隣接地の工作物 (8)



110. 案内サイン



111. 木橋



114. 案内サイン



115. 案内サイン



116 説明板 (猿石；指定地外)



118. 案内サイン (指定地外)

第29図 指定地および隣接地の工作物 (9)

表 11 史跡高取城跡における工作物一覧（１）

No.	地 区	種 別	管理	内 容	備 考
1	本丸上段	工作物	地理院	三等三角点	
2	本丸上段	工作物	町	木製階段	
3	本丸上段	説明看板	県文化財	本丸	
4	本丸上段	消防	高市消防	高市消防署（F）	
5	本丸上段	工作物(石碑)	町	環境庁長官表彰受賞記念 1993 年 6 月	
6	本丸下段	工作物	町	チェンソーアート（城）	
7	本丸下段	工作物	町	チェンソーアート（熊）	
8	本丸下段	注意喚起看板	協・林	路肩崩壊につき足下注意	
9	本丸下段	工作物(石碑)	町	歌碑「巽高取雪かと見れば」	
10	本丸下段	工作物(石碑)	町	高取城址 大正四年三月高市郡役所	
11	本丸下段	看板	町	御神木	
12	本丸下段	消防	高市消防	高市消防署（E）	4 と同規格
13	本丸下段	遺構名	協・林	新櫓跡	
14	本丸下段	遺構名	協・林	太鼓櫓跡	
15	二の丸	注意喚起看板	協・林	枯枝落下につき頭上注意	
16	二の丸	遺構名	協・林	十五間多門跡	
17	二の丸	説明看板	協・林	日本三大山城説明板	
18	二の丸	説明看板	県文化財	高取城沿革	
19	二の丸	工作物	県文化財	四阿	
20	七ツ井戸	注意喚起看板	県文化財	井戸あり注意	
21	七ツ井戸	安全柵	県文化財	金属製安全柵 1	
22	七ツ井戸	消防	高市消防	目標位置 4	
23	七ツ井戸	遺構名	協・林	七ツ井戸	
24	七ツ井戸	注意喚起看板	協・林	スズメバチ等ご注意ください	指定地外
25	七ツ井戸	看板	林野庁	高取山風景林看板	指定地外
26	七ツ井戸	看板	林野庁	高取山風景林看板	指定地外
27	七ツ井戸	工作物	町	仮設トイレ	指定地外
28	二の丸	遺構名	協・林	十三間多門跡	
29	二の丸	注意喚起看板	協・林	石垣崩壊につき落石注意	
30	三の丸	遺構名	協・林	大手門跡	
31	三の丸	説明看板	協・林	大手道登城案内図（大手門）	
32	三の丸	説明看板	協・林	大手門より高取城を望む	
33	三の丸	案内サイン	県文化財	本丸 200m / 二ノ門跡 560m	
34	三の丸	工作物	協・林	ベンチ	
35	三の丸	消防	高市消防	目標位置 3	22 と同規格
36	三の丸	看板	協・林	高取明日香ハイキングコース	
37	三の丸	案内サイン	県文化財	芋峠 2.3km	
38	三の丸	案内サイン	協・林	壺阪寺方面・五百羅漢・土佐街方面 / 土佐街道・壺阪山駅方面	
39	三の丸	消防	高市消防	高市消防署（D）	4 と同規格
40	城内	遺構名	観光協会	千早門跡	
41	城内	注意喚起看板	観光協会	スズメバチ等ご注意ください	24 と同規格
42	城内	遺構名	観光協会	宇陀門跡	
43	城内	注意喚起看板	観光協会	スズメバチ等ご注意ください	24 と同規格
44	壺坂口郭	遺構名	観光協会	壺坂口中門跡	
45	壺坂口郭	工作物	県文化財	木製階段	
46	壺坂口郭	注意喚起看板	観光協会	スズメバチ等ご注意ください	24 と同規格
47	壺坂口郭	消防	高市消防	高市消防署（C）	4 と同規格
48	壺坂口郭	遺構名	観光協会	壺坂口門跡	
49	壺坂口郭	遺構名		木製看板「壺坂口門跡」か	
50	壺坂口郭	案内サイン	県文化財	本丸 350 m / 八幡口 150 m	
51	壺坂口郭	注意喚起看板		すべります足下に注意	
52	壺坂口郭	安全柵	県文化財	手すり	
53	壺坂口郭	注意喚起看板		すべります足下に注意	51 と同規格
54	壺坂口郭	注意喚起看板	町	石垣崩壊につき落石注意	29 と同規格
55	城内	案内サイン	県文化財	本丸 360 m / 二の門跡 380 m	
56	城内	遺構名	観光協会	松ノ門跡	
57	城内	注意喚起看板	町	石垣崩壊につき落石注意	29 と同規格
58	城内	工作物	県文化財	石垣保護施設	
59	井戸郭	注意喚起看板	県文化財	井戸あり注意	20 と同規格
60	井戸郭	安全柵	県文化財	金属製安全柵 2	
61	井戸郭	安全柵	県文化財	金属製安全柵 3	

表 12 史跡高取城跡における工作物一覧（2）

No.	地 区	種 別	管 理	内 容	備 考
62	城内	工作物	県文化財	石垣保護施設	
63	城内	注意喚起看板	町	石垣崩壊につき落石注意	29 と同規格
64	城内	遺構名	観光協会	矢場門跡	
65	城内	工作物	町	ベンチ	
66	城内	案内サイン	県文化財	国見櫓跡 120 m・本丸 520 m・二の門跡 240 m	
67	城内	案内サイン	観光協会	国見櫓 80M	
68	城内	消防	高市消防	高市消防署（Ⅰ）	4 と同規格
69	城内(国見櫓)	説明看板	観光協会	大手道登城案内図（国見櫓）	31 と同規格
70	城内(国見櫓)	看板	観光協会	国見櫓より大和の国遠望	
71	城内(国見櫓)	工作物	町	ベンチ	
72	城内(国見櫓)	工作物	町	ベンチ	
73	城内	注意喚起看板	町	石垣崩壊につき落石注意	29 と同規格
74	城内	説明看板	観光協会	大手道登城案内図（二の門）	31 と同規格
75	城内	遺構名	観光協会	二の門跡	
76	八幡口	工作物	町	仮設トイレ（2基、目隠し塀あり）	
77	八幡口	消防	高市消防	目標位置 5	22 と同規格
78	八幡口	注意喚起看板	観光協会	スズメバチ等ご注意ください	24 と同規格
79	八幡口	案内サイン	県文化財	本丸 550 m / 砂防公園までトイレはありません	
80	八幡口	看板		パンフレットケース	
81	八幡口	案内サイン	観光協会	お手洗い / 高取城跡	
82	八幡口	説明看板	県文化財	説明看板	
83	八幡口	工作物		ベンチ	
84	八幡口	工作物		ベンチ	
85	八幡口	看板	県	狩猟具使用禁止区域【銃】	
86	八幡口	注意喚起看板	観光協会	あぶない	
87	八幡口	看板	林野庁	ここは皆さんの森林“国有林”です	指定地外
88	八幡口	案内サイン	観光協会	八幡神社・壺阪寺 / 高取城跡	
89	八幡郭	看板		文化財を大切に 日本宝くじ協会寄贈	指定地外
90	八幡郭	案内サイン	観光協会	高取城跡 / 五百羅漢を経て壺阪寺	
91	八幡郭	史跡名標柱		史蹟高取城跡 植村出羽守廿五代三位家治紀書	
92	八幡郭	案内サイン		五百羅漢を経て壺阪寺 / 高取城跡	指定地外
93	吉野口郭	注意喚起看板	県文化財	井戸あり注意	20 と同規格
94	吉野口郭	安全柵	県文化財	金属製安全柵 4	
95	吉野口郭	案内サイン		高取城跡 / 芋峠	
96	吉野口郭	注意喚起看板	町	石垣崩壊につき落石注意	29 と同規格
97	吉野口郭	案内サイン		本丸 500 m / 芋峠 2.0 km	
98	吉野口郭	注意喚起看板	町	石垣崩壊につき落石注意	29 と同規格
99	吉野口郭	遺構名		吉野口門跡	
100	吉野口郭	消防	高市消防	目標位置 14	22 と同規格
101	吉野口郭	案内サイン	観光協会	明日香・吉野芋峠 / 高取城跡・壺阪寺・高取町	
102	大手道	案内サイン	観光協会	高取城跡（約 1.6 km、宋泉寺）	指定地外
103	大手道	説明看板	観光協会	大手道登城案内図（別所郭）	指定地外、 31 と同規格
104	大手道	説明看板	観光協会	大手道登城案内図（七曲り）	31 と同規格
105	大手道	史跡名標柱		史蹟高取城跡 植村出羽守廿五代三位家治紀書	
106	大手道	遺構名	観光協会	七曲り（城跡まで約 1.5 km）	
107	大手道	注意喚起看板		たばこの投げすてはやめましょう	
108	大手道	工作物	町	ベンチ	
109	大手道	工作物	町	ベンチ	
110	大手道	案内サイン	観光協会	高取城跡・壺阪寺・明日香村 / 壺阪山駅・土佐街並	
111	大手道	工作物	町	木橋	
112	大手道	説明看板	観光協会	大手道登城案内図	31 と同規格
113	大手道	案内サイン	観光協会	一升坂まで約 0.8 km	
114	大手道	案内サイン	観光協会	岩屋不動 120 m	
115	大手道	案内サイン	県文化財	本丸 760 m / 壺阪山駅（砂防公園） 3.6 km	指定地外
116	横垣郭への道	説明看板	町教委	高取町指定文化財 猿石（説明）	指定地外
117	横垣郭への道	工作物	町	ベンチ	指定地外
118	横垣郭への道	案内サイン	県文化財	明日香村栢森 2.0 km	指定地外
119	横垣郭への道	消防	高市消防	高市消防署（Ⅱ）	4 と同規格、 指定地外

第5章 目標・基本方針

1. 保存活用の目標

史跡高取城跡は、日本を代表する近世山城の遺構である。その本質的価値は、中世山城の遺構を踏襲しながら近世的な城郭が築かれ、高取山の山頂部の地形を巧みに利用した縄張りや曲輪がほとんどそのまま遺存していることにある。江戸時代を通じて存続した希少な山城であり、廃城後に建物は失われたが、それ以上に改変されることなく経過しており、遺構が保存されてきた。

主要部は林野庁が風景林として管理するとともに、自然に親しむことのできる森林としてレクリエーションの森に指定している。多くの人々が健脚を競って城に登り、山上からの眺望を楽しみ、自然に親しむ場としても活用されている。

こうした歴史的経緯と現状を踏まえ、史跡高取城跡を豊かな自然に包まれた歴史的文化遺産として位置づけ、史跡を取り巻く自然や周辺に分布する文化財等とともに保全と活用を図りつつ、その歴史的・文化的価値を確実に保護して未来に向けて継承する必要がある。

史跡高取城跡の保存活用にあたっては、次のような目標を設定する。

- 1 城が持つ“古城の雰囲気”を損なうことなく、遺構の確実な保存を図る。
- 2 地域の歴史や自然に親しむ場としての活用を図り、それらの活用を可能とする整備を目指す。
- 3 持続可能な史跡の価値の継承を実現するため、自治体のみならず、地域内外の人々が高取城跡への関心を持って参加できる運営体制の構築を目標とする。

2. 基本方針

○保存管理の方針

史跡高取城跡の歴史的・学術的・文化的価値を保全する。史跡指定地については、城跡そのものの遺跡としての保護を図り、将来にわたって継承する。遺構の修復を柱とする保護の方策を優先事項とし、森林としての適切な管理に配慮しながら、史跡周辺とともに、“古城の雰囲気”にふさわしい環境の保全を図る。

○活用の方針

中～近世の日本の歴史を学ぶ、「生きた教材」としての活用とともに、自然に触れながら軽登山を楽しむことができる場としての活用を図る。また、高取町のまちづくりと連携し、企画・イベントを充実させ、城跡の魅力を発信することを通じ、周辺の文化財とともにまちのシンボルとしての活用を図る。

○整備の方針

史跡の本質的価値を構成する諸要素（石垣、登城道）の劣化、破損が進んでいる現状から、これらの復旧整備を最優先する。また、史跡の本質的価値を顕在化するために、適切な調査とその結果を踏

まえ、城跡がもつ縄張りや石垣など形態的な特徴を分かり易く表示、解説するような施設整備をおこなう。

来訪者の利便性を高め、安全を確保するために、園路、柵等の動線や安全施設を整備するとともに、案内板、便所、休憩施設等を整備する。

○運営体制の方針

史跡の効果的な保存活用を進めるため、史跡の管理団体として奈良県が中心となり、地元自治体である高取町及び関係団体、主要部分の所有者である林野庁奈良森林管理事務所との連携のもとに、事業推進のための体制構築を図る。

第6章 保存・管理

1. 保存・管理の方向性

史跡高取城跡は全体として山上にあり、森林として利用されているという点で土地利用のあり方に差異がない。また、史跡指定地はいずれにおいても城郭の遺構であるという点で一様だが、遺構の性格や地下遺構の有無についてはそれぞれ異なった様相にあると思われる。遺構の保存管理や整備のあり方、活用の方法などについては地区区分をおこない、地区毎に検討を進めるものとする。

史跡指定地及び周辺の関連地の大部分は民有地であることから、計画の推進に当たっては地域住民の意向を十分に反映し、史跡高取城跡の保存と、周辺関連地の景観保全と住民生活との調和を図ることを念頭に置くものとする。

なお、史跡指定地だけでなく、指定地外にも存在する高取城に関連する遺構も重要であると考えられることから、これらも計画の対象として捉えることとする。歴史的景観を保存するという観点も踏まえ、必要な箇所については追加指定や公有化を視野に入れるものとする。

また、高取城は一説には14世紀中頃の築城といわれているが、築城時期は未だ確定に至っておらず、地下遺構の状況もほとんどわかっていない。調査、研究を継続的に進め、保存・活用のあり方に反映させながら計画を進めることが必要である。

2. 計画対象範囲の地区区分と保存・管理の方法

(1) 地区区分の概要

高取城跡とその周辺は、史跡指定地の内外にわたって遺構の分布状況や地形等の自然条件、土地所有状況など、保存管理に関わる様々な条件がある。本計画では、旧保存管理計画における地区区分をもとに、土地所有の状況を考慮した変更を加え、史跡指定地とその周辺について以下のような地区区分を設定する（表13、第30図）。

(2) 史跡指定地内の地区区分と保存・管理の方法

史跡指定地内を大きくA・B地区に区分する。A地区は通称「城内」に相当する。史跡高取城跡の主要な遺構である本丸、二の丸をはじめとする曲輪で、多くの門跡、櫓跡が所在し、石垣の大部分が分布する地区である。B地区は「郭内」に相当する。史跡指定地内にある赤土郭、八幡郭、横垣郭の一部と、曲輪を取り巻く斜面部で構成される地区である。B地区の曲輪は土づくりで、ほとんど石垣が見られない。城郭としての重要度及び所有関係等を考慮して、A地区をA1地区とA2地区に、B地区をB1地区とB2地区にそれぞれ細分する。

A1地区は史跡高取城跡の主要部である。本丸、二の丸に加え、それらの北東に接する中井戸～本丸北東の帯郭、南に接する七ツ井戸及び周辺斜面を含む。これらの地区には天守、小天守、各櫓、門跡等の遺構が集中しており、本来は城主の居住空間を含む。史跡高取城跡の枢要部かつ最高所であるとともに、国有林として管理されている部分である。

A2地区は三の丸から二の門に至る曲輪群、吉野口郭、壺坂口郭等の曲輪群で構成される。地形的にもA1地区より低くなっており、多くが城代屋敷や家臣団居住推定地である。土地所有の区分では

表 13 史跡高取城跡保存管理上の地区区分

地 区 区 分				曲 輪 等	風景林
史跡指定地内	城内	A 地区	A 1 地区	本丸（上段）	○
				本丸（下段）	○
				二の丸	○
				中井戸～本丸北東の帯郭	○
				七ツ井戸及び周辺斜面	○
			A 2 地区	三の丸	
				古川屋敷	
				井戸郭	
				壺坂口郭	
				吉野口郭	
	郭内	B 地区	B 1 地区	八幡郭	
				赤土郭	
				横垣郭（一部）	
郭内	B 地区	B 2 地区	登城道（大手道ほか）		
			斜面部分（吉野口曲輪周辺ほか）		
史跡指定地外	城下町	C 地区	別所郭		
			岩屋郭		
			横垣郭（一部）		
			登城道（大手道の一部）		
	城下町	D 地区	植村家長屋門、下屋敷跡		

いずれも民有地である。

B 1 地区は八幡郭と赤土郭、横垣郭の一部からなり、八幡郭には豊臣秀長が二の丸から移築したといわれる八幡神社が所在している。B 1 地区の大部分の地目は山林で民有地である。ただし、八幡神社が所在する「高取 83 番」は八幡神社の所有、赤土郭近くに所在する「高取 119 番」は国有地（財務省）である。

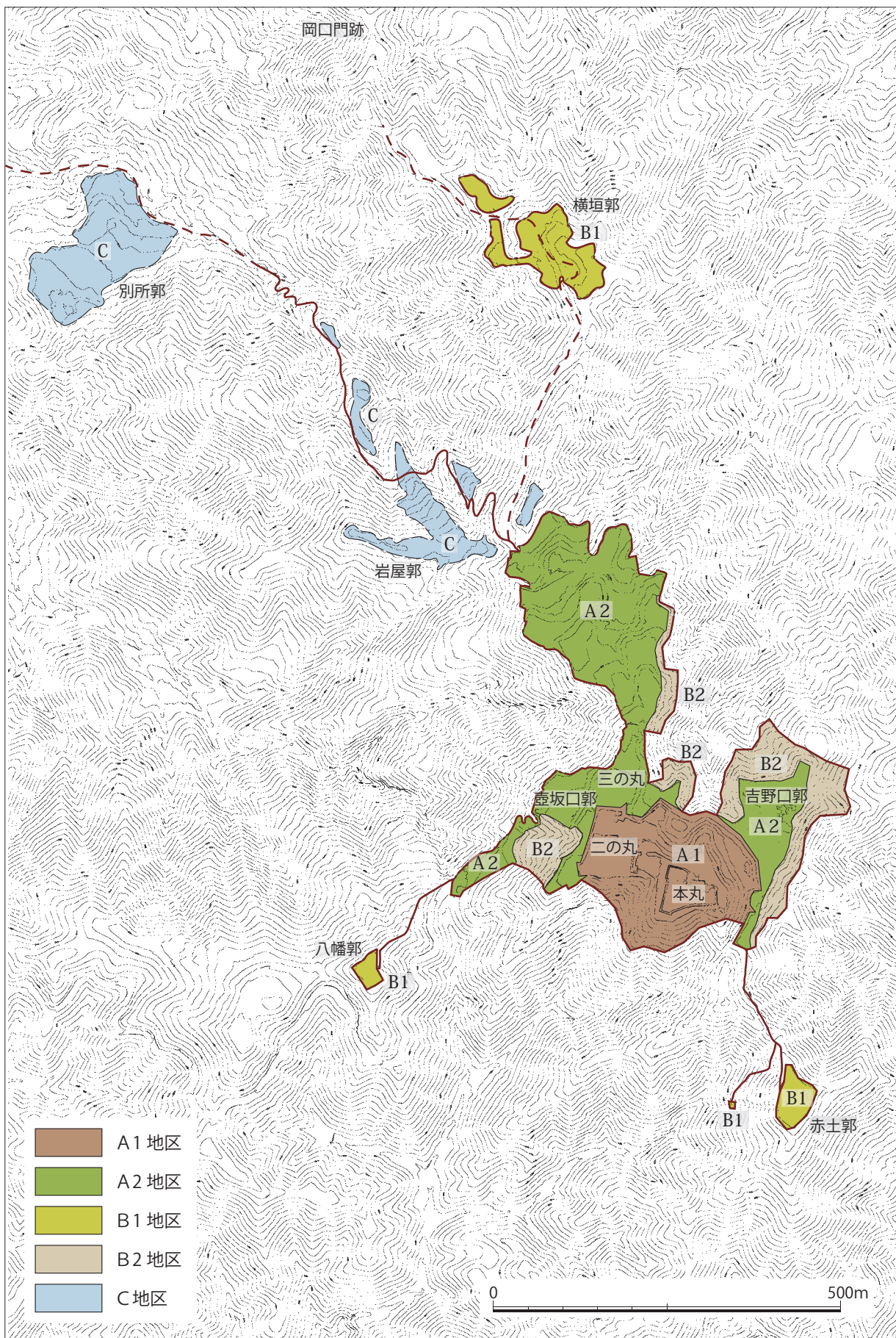
B 2 地区は登城道と、A 2 地区を取り囲み史跡指定地外に連続する斜面部である。登城道には、別所郭から二の門に至る登城道（大手道）部分、横垣郭から二の門に至る登城道、吉野口郭から赤土郭に至る道、壺坂口から八幡郭に至る道がある。大手道は村道である。斜面部については、A 2 地区に係る土地境界が不明確なため、その対象範囲は明確ではない。

史跡指定地内（A・B 地区）では、史跡の本質的価値を顕在化するため、あるいはその理解を助けるためにおこなう保存整備、環境整備に伴う各種の工事等、森林の維持管理に伴う伐採等、史跡の本質的価値を明らかにするための発掘調査を除いては、現状の変更を許可しない。

A 1 地区は現に風景林として一般の利用も多い地区であることから、史跡地では比較的良好な状態に保たれている部分が多い。林野庁や関係機関との連携のもとに、維持管理をおこない、引き続き良好な環境を保つとともに、必要に応じて優先的に環境整備をおこなうべき地区である。

A 2 地区に含まれる曲輪群の多くは、A 1 地区に至る登城道に面した位置を占めているが、立ち入り困難な箇所も多い。民有地であることから所有者の意向を踏まえながら、適切に維持管理する必要がある。安全管理の観点からは、短期的には立ち入り禁止などの明示的な措置によって危険箇所に対応するとともに、長期的には可能な場所について保存整備の実施による環境の改善を検討する必要がある。

B 地区における保存・管理の方法は A 2 地区に準じる。史跡の縁辺部に位置するため、引き続き状況の把握に努め、土作りの遺構に適した保護の方策が必要である。



第 30 図 史跡高取城跡保存・管理上の地区区分

（３）史跡指定地外の地区区分と保存・管理の方法

史跡指定地に接しており、高取城の遺構が存在する部分にＣ地区（史跡指定地周辺）を設定する。「郭内」のうちの未指定部分で、岩屋郭、別所郭と、横垣郭の一部で構成される。別所郭には宗泉寺や観音院が所在する。高取城の遺構が存在することが明らかで、史跡指定地と一体的に保護すべきであり、追加指定を検討すべき地域である。

また、かつて高取城の城下町だった上子島、下子島、上土佐、下土佐清水谷地区は、史跡高取城跡の保存管理並びに活用と密接な関係にあるため、Ｄ地区（城下町地区）を設定する。現在も往時の町割りが比較的良好に残されており、また、高取城に関連する下屋敷跡や、植村家長屋門等の遺構が現存する。

Ｃ地区、Ｄ地区ともに、奈良県遺跡地図に登録されておらず、植村家長屋門が県指定有形文化財（建造物）として保護されているに留まる。周知の埋蔵文化財包蔵地として扱うことを含めた保護の方策を検討する必要がある。

３．現状変更等の取扱い

（１）現状変更等に係る手続き

史跡指定地内において現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」）をしようとする場合には、文化財保護法（以下、「法」）第125条第1項の規定に基づき、文化庁の許可を得る必要がある。現状変更等のうち、文化財保護法施行令（以下、「施行令」）第5条第4項第1号のイ～フに定めのある行為については、高取町教育委員会がその事務処理をおこなう。

国の機関が現状変更等の行為をしようとする場合には、法第168条第2項の規定に基づき、あらかじめ文化庁長官の同意を得る必要があり、施行令に基づく町教委の事務手続きの対象とはならない。

なお、現状変更等の終了に際しては、文化長官宛に終了報告の提出が必要である。

（２）現状変更等の内容

原則として、史跡指定地内で史跡の現状を変更する行為すべてが許可申請の対象となる。史跡高取城跡において想定される現状変更等の行為には以下に掲げるものがある。

- ①建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- ②工作物の設置、改修、除却
- ③電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修
- ④植樹、植栽、木竹の伐採
- ⑤発掘調査等の各種調査
- ⑥史跡の保存管理・整備等に係る行為
- ⑦上記以外の、土地の掘削、切り土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為

（３）現状変更等の取り扱い基準

①現状変更等の取り扱いの基本方針

史跡地内の現状変更は原則として認めない。ただし、高取城跡に関連する調査研究およびその他の文化財に関する調査研究、高取城跡の保存整備、その他史跡の管理上必要と考えられるものについて

現状変更等を認める。また、全域が山林であるという特性に鑑み、所有者による立木の伐採、択伐に係る現状変更についても、史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

許可にあたっては、史跡指定地内でおこなう必然性があることを前提に、史跡の価値に影響を及ぼさないものであること、土地の形状の変更や掘削の規模が必要最小限であることなどの諸条件を踏まえ、申請者と奈良県文化財部局および高取町教育委員会との間での十分な協議の上でおこなう。なお、地下遺構の存在が予想される箇所については、事前に発掘調査をおこなうか、行為実施にあたって文化財専門職員の立ち会いをおこない、その結果によっては設計変更等により遺構の保護を図るものとする。

②現状変更等の許可申請の範囲

史跡地内での現状変更等の許可申請の対象となる行為には下記のようなものがある。

a. 発掘調査等の各種調査

整備のための発掘調査や、学術目的の発掘調査が該当する。これらの調査をおこなう場合には、遺構の保存を前提として必要最小限に留めるものとする。なお、発掘調査以外の各種調査については、その内容に応じて許可申請の要否を判断するものとする。

b. 史跡の保存管理・整備等に係る行為

史跡の保存管理・整備等に係る行為に該当するものには、史跡の本質的価値を構成する要素の保存・復旧のためにおこなう行為と、史跡の保存管理等のための施設の設置、整備が該当する。

ア. 史跡の本質的価値を構成する要素の保存・復旧のためにおこなう行為

- ・城郭を構成する曲輪、石垣、土塁、およびそれらの遺構となる土地のき損箇所の復旧。
- ・礎石等の埋没遺構を顕在化するために、遺構の上位に堆積した土砂を除去すること。
- ・地下遺構保護のための盛土など、最小限の土地の形状の変更。

イ. 史跡の保存管理等のための施設の設置・整備

- ・安全柵、史跡標柱、史跡境界標柱、史跡説明板などの工作物の設置、改修、除却。
- ・史跡の保存管理・活用に必要な建築物の設置、増築、改築、改修、除却。
- ・史跡の環境整備のための植樹・植栽、伐採、移植など。
- ・以上の行為に伴う最小限の土地の形状の変更（地下埋設物の設置を含む）。

c. 森林の機能維持に必要な行為

史跡指定地のほとんどで植林されているが、それら立木の伐採、択伐が現状変更にあたる。

（４）高取町教育委員会が許可する現状変更等の行為

法 125 条に規定する現状変更等の許可申請が必要な行為のうち、施行令第 5 条第 4 項第 1 号のイ～ヲに定めのある行為については、都道府県文化財保護部局が許可事務をおこなうこととされている。奈良県では、奈良県事務処理の特例に関する条例に基づき、専門職員を配置した町村に許可事務を委任しており、史跡高取城跡については高取町教育委員会がその事務処理をおこなう。該当するのは以下の行為である。

①小規模建築物の新築、増築または改築

- ・階数が二以下で、かつ地階を有しないもの、建築面積が 120 m²以下のもので、2 年以内の期限を限って設置されるもの。増築または改築の場合には、増築または改築後の建築面積が 120 m²以下のもの。

②工作物の設置または改修または除却

- ・改修又は除却の場合は、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。
- ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- ③道路の舗装もしくは修繕
 - ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- ④史跡の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ・法第 115 条第 1 項に規定する、標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置、改修。
- ⑤電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物
- ⑥建築物等の除却
 - ・建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。
- ⑦史跡の保存のため必要な試験材料の採取
- ⑧木竹の伐採

(5) 現状変更等の許可を要しない場合

①維持の措置

法 125 条のただし書には「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」には許可を要しないとされている。「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第 4 条には、維持の措置の範囲として次の各号が掲げられている。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

これら各号に該当する場合には、法第百十八条（管理団体がおこなう場合）および第百二十条（所有者がおこなう場合）で準用する法 33 条の規定に基づき、管理団体もしくは所有者がき損の届け出をおこない、き損箇所の復旧をおこなうことができる。これら維持の措置の例としては次のようなものが考えられる。

- ・石垣上部や石段の石材が不安定化し、転落、移動している箇所を一時的に復旧、補強する場合。
- ・降雨などにともなう土砂の流出により生じた地表面の陥没箇所等を、埋め戻しにより原状復旧する場合。また、き損箇所の拡大防止のための土留め等をおこなう場合。
- ・指定地内の樹木等が病虫害に罹患した場合に、被害拡大防止のために伐採及び除去する場合。

②史跡の維持管理行為

史跡の管理団体、土地所有者、ならびに高取町及びその関係団体が、土地等を一定の状態に維持するためにおこなう日常的な管理行為は、必要不可欠な維持管理行為として許可を要しない。該当する例として次のようなものが考えられる。

- ・定期的な見回りや点検。日常的な草刈り。
- ・立木の剪定、枝払いその他、森林管理のために必要不可欠な行為。
- ・枯れ枝、あるいは枯死して倒壊した樹木の撤去。

- ・既存の建築物あるいは工作物の補修、修繕（ただし土地の掘削を伴わないこと）。

4．指定地の公有化の考え方

指定地内には、国有地、民有地、社寺有地が混在している。

国有地は、国有林として林野庁管理となっているA1地区、およびB地区の一部（吉野口ノ外119番、財務省）であり、現状維持を基本とする。

民有地はA2地区とB地区の大部分である。所有者の把握と境界の確定に課題がある。当面は公有化をおこなわないが、所有者等から要望があれば検討するとともに、史跡整備のために必要が生じた場合には積極的に公有化を検討する。

5．史跡追加指定の考え方

既指定地に隣接しており、高取城の遺構が存在することが明らかなC地区については、必要に応じて発掘調査をおこなうなどして遺構の状況を確認し、とくに保存の必要な部分について、所有者の同意を得て追加指定することを検討する。A～C地区を取り巻く斜面地についても、とくに保存が必要な遺構等が確認された場合には、追加指定を検討する。

第7章 活用

1. 活用の方向性

史跡高取城跡は高取町民、奈良県民にとって郷土を代表し、未来へと守り伝えていくべき貴重な歴史的文化遺産である。同時に、身近な文化活動（学校教育や生涯学習など）やレクリエーション活動の場としても活かされるように、日常的な利用を促進するものとする。

史跡の活用については、県・町の連携のもとに進めることとし、ここでは今後考えられる利活用の内容をもとに、以下のような活用を推進する方向性を示す。

- ①学びの場（学校教育・生涯学習）としての活用
- ②レクリエーションの場（県民の憩いの場）としての活用
- ③まちのシンボルと観光拠点としての活用と情報発信
- ④城郭の広域ネットワークによる活用
- ⑤調査研究

ただし、これらの中には現状では実施困難な内容を多く含んでいるため、史跡整備の進捗に応じて段階的に実施を検討するものとする。

2. 活用の方法

（1）学びの場（学校教育・生涯学習）としての活用

史跡及び遺構の価値を十分に示すための普及啓発を推進する必要がある。とくに本計画に伴う調査や整備の進捗にあわせて、パンフレットの作成と配布その他の方法によって、その内容を広く一般に周知するよう努める。また、史跡への関心を高めるために、高取町内外における講座、展示、シンポジウムなどを企画、開催する。

さらに、近世の遺構がそのまま残る貴重な環境を活かし、郷土史や文化財学習の教材としての史跡高取城跡の利用を促進する。その他学校行事において、遠足、自然観察会、写生大会といった活動での利用を図る。

（2）レクリエーションの場（県民の憩いの場）としての活用

史跡の主要部が高取山風景林として管理され、豊かな植生に囲まれた環境であることを活かし、自然を体感できる場として、里山歩きの自然研究の場としても活用を図る。

遺構保存との調和を図りながら、植樹や伐採、剪定を適切におこなうことで、史跡での散策を容易にし、四季の花や、山上からの眺望を楽しむことのできる場としての魅力向上を図り、史跡探訪や観光、山歩き、レクリエーション等、多様な来訪者の利便性向上を図るため、便益施設や登城道等を整備し、眺望を向上させるための支障木を伐採するなどの環境整備を進める。

（3）まちのシンボルと観光拠点としての活用と情報発信

「日本三大山城」に数えられ、「日本百名城」に選出されていること、また、「日本最強の城」と呼ばれるようになったことによる知名度を活かし、まちを代表する名所としての「高取城跡」の魅力を

さらに向上するため、積極的な情報発信をおこなう。

観光案内所での史跡案内、イベント案内、調査・整備状況報告その他、観光土産物の案内等新鮮な情報を充実させる。高取町内の文化財と史跡高取城跡を結ぶ散策ルートマップや観光パンフレット、史跡高取城跡に関する解説や外国語のパンフレットの作成と配布をおこなう。広報誌、ホームページ、SNS 等での情報提供、高取町内外での PR ポスター等の掲示による広報活動を充実させる。

（４）城郭の広域ネットワークによる活用

全国山城サミット等の企画、開催を通じ、関係する市町村との姉妹都市提携等をおこない、相互に情報の交換やイベント等での協力体制をつくる。協力体制を築いた市町村との相互協力を進め、関係市町村の観光課、観光協会あるいは民間の旅行会社等とタイアップし、各地の城跡を周遊するツアーと各種イベントとの同時開催をおこなう。

（５）調査研究

従来の史跡高取城跡での発掘調査は、史跡整備に伴う部分的なものに留まっている。高取城についての理解を深めるためにも、計画的、継続的な調査を立案し、推進する。また、発掘調査がおこなわれる際には一般向けの現地説明会を実施し、調査後にも成果報告会を開催することで、広く成果を公開する。

高取城跡のみに留まらず、周辺の文化財を関連付けた体系的な調査を進めるとともに、それらの活用のあり方についても調査・研究を進める。

第8章 整備

1. 整備の方向性

(1) 整備の方針

史跡の現状と課題を踏まえ、次のように整備の方針を示す。

- 史跡の本質的価値の保護を優先して、遺構の修復と顕在化を図る。いまある古城の雰囲気を持し、全国的にも希な近世の山城の価値を確実に後世に伝える。
- 地域のシンボルとして親しまれる史跡として、来訪者が安全かつ快適に利用できるような環境作りを図る。
- 自然に触れることのできる風景林としての機能に配慮し、適切な森林環境の整備を進める。

なお、本計画の計画期間内で実施すべき整備内容を「短期的整備」と位置づけ、整備の進捗に応じて計画期間の後期で実施する、あるいは次期計画に向けて検討すべき内容を「長期的整備」として位置づけることにする。

(2) 地区ごとの整備

第6章および第7章で示した保存・管理と活用の方針に基づいて、第6章で設定した地区ごとに整備の基本的な考え方を以下のように示す。

A地区（城内） 城郭としての史跡の枢要な部分であるA1地区は、本質的価値の保存、活用のための整備を優先的に実施すべき地域である。A2地区については、A1地区への主要な経路にあたる登城道とそれに面する部分の保全・整備を優先する。A1・A2地区ともに、石垣等の保存整備を優先的におこなうとともに、当面は倒木の処理など最小限の措置によって本質的価値の保存を図るとともに、来訪者の安全確保を図る。加えて、A2地区において広場的な整備がふさわしい曲輪を選定し、倒木の整理や可能な範囲での伐採などによる環境改善を検討する。また、史跡の本質的価値にそぐわない施設等についての整理を進め、必要な施設については再整備をおこなう。

B地区（郭内） B1地区に該当する曲輪については、当面は倒木の処理など最小限の措置によって本質的価値の保存を図るとともに、来訪者の安全確保を図る。B2地区に該当する登城道については、主要な経路にあたる部分の整備を優先する。

2. 整備の方法

(1) 保存のための整備

短期的整備 史跡において城跡そのものの遺跡としての保護を図ることを優先する。石垣その他の構成要素について適切に現状を把握するための調査を実施し、危険度や緊急性に応じた保存整備をおこなう。登城道の復旧、石垣の修復あるいは崩壊防止措置などが該当する。

なお、これらの調査、整備実施の過程での情報発信を積極的におこなうものとする。

（２）活用のための整備

①史跡高取城跡の歴史的・学術的・文化的価値を保全・発信するための整備

長期的整備 長期的には活用のための整備を視野に検討を進め、短期的におこなう保存のための整備がある程度進捗するのを待って実施に移すものとする。史跡においては、城跡がもつ形態的な特徴（石垣、縄張等）を分かりやすく顕在化、もしくは遺構表示をおこなう。城内の建物の復元については、発掘調査等の調査研究により十分な根拠資料が得られていることを前提に、復元の是非も含めて検討するものとし、ＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）などの技術を活用した旧観の再現についても検討を進める。また、史跡の周辺においては、城跡の環境にふさわしい保全・整備をおこなう。資料の保管、研究および展示をおこない、ボランティア活動の拠点ともなるガイダンス施設、中～近世を中心とした文化・歴史とのふれあいや学習施設の設置について検討する。

②来訪者が安全かつ快適に利用できるような環境作りのための整備

短期的整備 遺構の保存を図り、来訪者の安全を確保できるよう適切な動線計画を推進し、動線計画に基づく園路整備、柵等の安全施設の整備をおこなう。また、案内板、サインについては既存のものの更新や配置の見直しについての検討を踏まえた整備をおこなう。要望の多い便所の設置については、短期的には仮設での対応とする。

長期的整備 便所、休憩施設等の恒久的な便益施設の新設については、活用のための整備を進める中で、史跡地内において適地を選定するとともに遺構の保護と景観に配慮した上で整備する。駐車場を史跡周辺に設置できる可能性は低いが、主に管理的側面からの必要性を考慮して継続的に設置を検討する。

③森林環境の整備

森林としての現状を大きく変えることなく、眺望を確保できる程度の適度な択伐、間伐による環境整備をおこなう。遺構への影響がある立木が一定数存在する現状を踏まえ、それぞれの必要性を検討し、地区及び曲輪の単位で立木の整備方針を立て、それに基づいて伐採を含めた整備を進める。なお、伐採等の実施にあたっては、所有者との十分な協議のもとに適切におこなう。

植樹にあたっては、周辺との調和に配慮して樹種を選定し、遺構保存に配慮して植樹する位置を決定する。

第9章 運営・体制の整備

1. 運営・体制整備の方向性

史跡高取城跡の運営・体制整備の現状と課題、本計画の方向性を踏まえ、保存・活用を進めるための体制整備について、次のように方向性を示す。

- (1) 史跡の管理団体である奈良県が中心となり、関係諸機関による体制を整備する。
- (2) 専門委員会を継続し、史跡の保存・活用を適切に進める。

2. 運営・体制整備の方法

(1) 関係諸機関による体制

史跡高取城跡の管理団体である奈良県が保存・活用・整備の主体となるため、引き続いて「史跡高取城跡保存整備検討委員会」の事務局を担いながら事業を推進する。中心部分の所有者である林野庁（奈良森林管理事務所）と、地元の基礎自治体である高取町との連携は不可欠である。高取山風景林管理運営協議会の枠組みを利用して関係機関・団体との意見交換をおこない、保存・活用について、高取町および関連団体、ボランティアガイドなどの団体との連携を図る。

奈良県は、史跡の管理団体として保存・活用・整備の推進を統括し、史跡の環境整備事業を執行する。また、高取町と協力・分担して調査・研究を進める。

高取町は巡視などの日常的な管理を担い、ボランティア団体等との連携のもとに清掃や草刈りなどをおこなう。また、将来的に公有化、追加指定の必要が生じた際には、その実施主体となる。また、奈良県と協力・分担して調査・研究を進める。

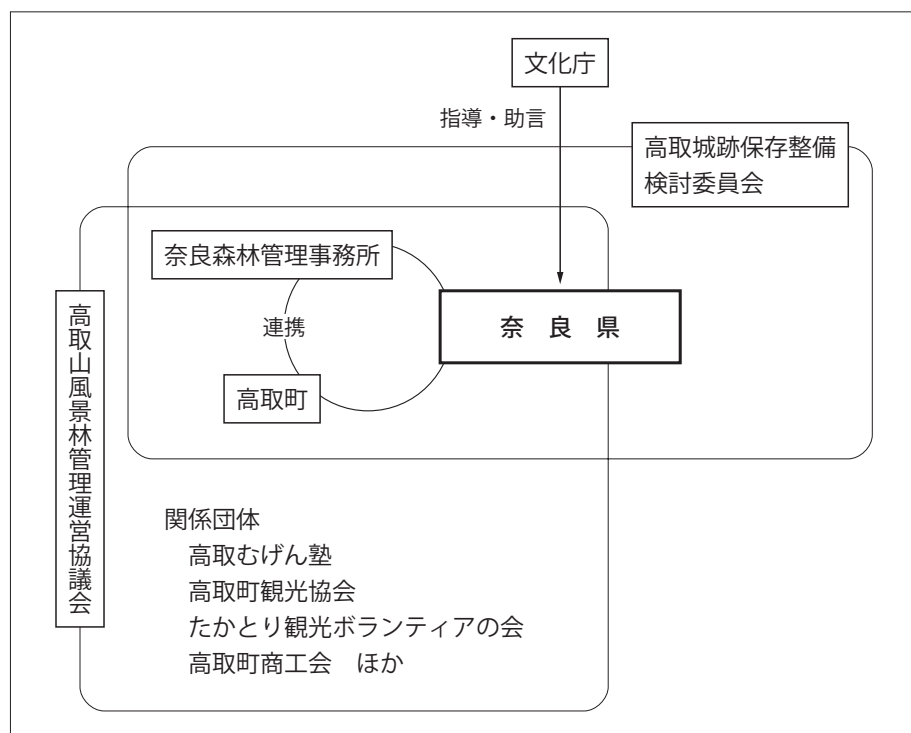
林野庁は、史跡の中心部分である国有林の所有者として、県・町と連携しながらその管理を担う。また、高取山風景林の事業を通じて史跡の活用をサポートする。

表 14 関係機関の役割分担

	奈良県	高取町	林野庁
保存・活用・整備の総括	◎		
日常管理	○	◎	
国有林の管理			◎
公有化、追加指定	○	◎	
調査・研究	◎	◎	
史跡整備事業	◎		

(2) 専門委員会の継続と保存・活用の推進

史跡の保存・活用・整備に向けた計画の策定と推進にあたっては、国（文化庁）の指導・助言のもと、引き続き専門家や有識者による「史跡高取城跡保存整備検討委員会」を設置し、方向性や方法について検討しながら進める。また、高取城跡についての調査・研究もあわせて継続的におこない、得られた知見を保存・活用・整備に活かしていく。



第10章 計画の策定と実施

保存活用計画の計画期間は、計画認定の日から令和12年度（2030）末までの10年間とする。計画期間内で、下記の項目に取り組む。なお、令和3年度から5年度の3年間の第1期、令和6年度から10年度までを第2期、令和11・12年度を第3期として設定する。第1期は概ね計画推進のための基礎的な調査、指針作成の期間とし、第2期は整備事業の設計と施工、第3期は整備事業とともに次期計画に向けての検討をおこなう期間とする。

ただし、緊急性があって小規模な課題については、整備検討委員会の意見を求めながら適切に対応するものとする。

令和3～5年度	石垣の現況調査。樹木管理についての指針作成。
令和6年度	石垣の保存整備のための基本計画策定。
令和7～12年度	保存整備実施。
令和11・12年度	次期計画策定に向けての検討を進める。

表15 計画実施のスケジュール

	項目	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
保存 管理	指定範囲の 確定	筆界の確定									
	樹木管理の 指針	地区別に検討・作成									
	史跡の保存 管理	日常的維持管理、保存管理指針の適切な運用									
活用	学教教育・ 生涯学習	学校教育への活用、出土遺物の活用、整備事業の現地公開									
	まちづくり	イベント実施									
	情報発信	整備の推進に関する情報発信									
	調査研究										
整備	石垣の保存 整備	現況調査				基本設計 保存整備（設計・実施）					
	サイン整備	動線計画				設計・実施（石垣整備の進捗にあわせて実施）					
	き損箇所等 の対応	（適宜実施）									
計画	次期認定計 画									検討	

第 11 章 経過観察

1. 経過観察の方向性

本計画の第 6 ～ 9 章の内容に基づき、保存・管理、活用、整備、運営体制のそれぞれについて経過観察をおこなう。年度単位での実施とともに、第 1 期、第 2 期、第 3 期の終期を総括的な観察時期に設定する。

2. 経過観察の方法

本計画期間における保存、活用等にあたっては、史跡高取城跡の管理団体である奈良県、もしくは基礎自治体である高取町が主体となり、次のような項目について経過観察をおこなう。その結果を整備検討委員会等において報告するとともに、各種媒体による広報をおこなうことによって広く周知し、その後の保存、活用等に活かすものとする。

表 16 経過観察の項目

区 分	項 目	取組状況			主 な 観察時期	備 考
		未取組	計画中	取組済		
保存・管理	史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	1～3	
	史跡指定範囲の把握は進んだか	1	2	3	1	
	樹木管理の指針は作成されたか	1	2	3	1	
	保存に必要な応急的な措置は適切におこなわれたか	1	2	3	1～3	
	現状変更等に係る方針に基づいて適切に運用されたか	1	2	3	1～3	
	石垣をはじめとする構成要素の現状把握は適切におこなわれたか	1	2	3	1	
	日常的な維持管理は適切におこなわれたか	1	2	3	1～3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	1～3	
活用	史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	1～3	
	学校教育において活用されたか	1	2	3	1～3	
	県民による利用は進んだか	1	2	3	1～3	
	まちのシンボルとしての活用は進んだか	1	2	3	1～3	
	調査・研究は進められたか	1	2	3	1～3	
	事業の進捗に伴う情報発信はなされたか	1	2	3	1～3	
	パンフレット等が作成され、活用されているか	1	2	3	1～3	
整備	動線計画の検討は進んだか	1	2	3	2	
	便益施設計画についての検討は進んだか	1	2	3	3	
	保存整備のための設計と施工はおこなわれたか	1	2	3	2・3	
	遺構に影響がないように整備されているか	1	2	3	2・3	
	活用整備に向けての検討がおこなわれたか	1	2	3	2・3	
運営体制	運営については適切に行われているか	1	2	3	1～3	
	体制については十分であるか	1	2	3	1～3	
	関係機関間の連携は十分であるか	1	2	3	1～3	
	地域との連携については十分であるか	1	2	3	1～3	
	整備検討委員会が開催されて検討が進められたか	1	2	3	1～3	
計画策定	保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	3	

参考資料

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年法律第二百十四号）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害の

ために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

第十二章 補則

第百六十八条

- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年政令第二百六十七号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - 二 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

史跡高取城跡保存活用計画

令和3年3月24日

発行 奈良県
編集 文化・教育・くらし創造部 文化財保存課
〒630-8501 奈良市登大路町30
印刷 株式会社 明新社
〒630-8141 奈良市南京終町3-464